

経済と経営 23-2 (1992. 9)

〈論 文〉

第 I 部

ホブズにおける・「契約 (Pact, Covenant)」、および、「自然権」、
「自然法」、の諸概念の分析 (第 I 章——第 XII 章)

鈴木秀勇

第 X 章 (II—F, 1)-28))

1) a) 本稿・前出・II-E, 16)-18) に見たとおり, Lev·E, Lev·L は、各・「第二十一章」・第九パラグラフにあって、当時の・「単独者統治制国政」[王制] に反抗する「謀反人」たちによって「理解」されている「自由」の観念は、アリストテレス、キケロなど、古代ギリシャ、ローマの著作家たちの見解に、源をもつ、とする《偏見》と《無理解》とを露呈したのであったが、

b) つづいて、次・第十パラグラフ以下においては、

c) 先行する諸パラグラフで、

ア) 一つには、「服従者・市民の自由」とは、「国家法」に「言及」・「規定」されていない「行為」について「のみ」、成立する、と規定したことを《忘失》し、かつ、この規定に《背馳》し、

イ) 二つには、「服従者・市民」は、「至高権力保持者」の「行為」の「本人」である、という〈理由〉に基づいて、「至高権力保持者」は、「服従者・市民」にたいし、「生殺与奪」の「権力」を有する、とする——〈成立しえな

い> —— 所論を開陳したことをも《忘失》し、また、この所論にも《背馳》して、

d) ア) 「服従者・市民」には、諸論者のいうところの〈抵抗権〉あり、とする見解を、

イ) 《はなはだしい脆弁》を用い、《論理上の誤謬》を犯しつつ、提示するのである。

2) すなわち、まず、各・第十パラグラフでは、以下のように述べられる。

Lev・E 「ところで、総じて服従者の・真実の自由 (the true Liberty) の詳細について、決着を得るに至る (come … to) ために、換言すれば、至高権力保持者によって命じられている (commanded) とはいえ、にも拘らず、服従者が、不正義を犯さずに (without Injustice), それを行うことを拒否する (refuse to do) ことが許されている事柄とは、いったい、どのようなものであるかについて、決着を得るに至るために、私たちとして吟味しなければならないのは、私たちは、カマン-ウェルスを造る時に、いかなる権利を、譲渡する (passe away) のであるか、(全く同じことであるが)、私たちが、自分たちの至高権力保持者とする人、ないし、人々の集合体の・(例外なく) あらゆる行為を、私たち自身の行為と認めることによって (by owning all the Actions (without exception)), 私たちは、いかなる自由を、わが身に拒絶する (deny our selves) のであるか、という点である」¹⁾。

Lev・L 「さらに加えて、市民なるものの・真実の自由 (lībertās … vēra [リーベルタス…ウェーヴェラ]) とは、どのような行為について成り立つのか、について決着を得るに至るために (Ut veniāmus ad [ウト・ウェニアムス・アド]), 换言すれば、至高権力保持者から命じられた行為である (jūssæ [ユッサエ]) とはいえ、にも拘らず、市民によって無視されても (prætermitti [プラアエテルミッティー]), なお、市民が不正義を犯すこ

1) Lev・E, p. 268.

とのありえない (*Síne injústítia* [スイネ・インユウースティツィア])・そうした行為とは、いったい、いかなるものであるか、決着を得るに至るために、吟味されなくてならないのは、国家が設立されるべき際に、私たちが信託する (*dēpōnismus* [デーポーニスムウス]) のは、いったい、いかなる権利 (*quānam jūra* [クゥアエナム・ユウーラ]) であるのか、ないしは、同じことであるが、私たちが至高権力保持者とする人、あるいは、集合体のとる・あらゆる行為について、私たち・ひとりひとり (*Síngulī* [スイングウリイ]) が、自らを、ひたすらに、それらの行為の本人 (*áuthor* [アウトホオル]) である、とする場合、その時に、私たちは、自由の・いかなる部分を (*quās libertátēs* [クゥアース・リーベルターテース])、わが身に拒絶し切るものなのであるか、という点である²⁾。

- a) 上掲の論述は、言うまでもなく、
- イ) 「真実の自由の詳細」、換言すれば、「至高権力保持者によって命じられているとはいえ、にも拘らず、服従者が、不正義を犯さずに、それを行うことを拒否することが許されている事柄とは、いったい、どのようなものであるか…」 (Lev・E) なる〈設問〉、

「市民なるものの・真実の自由とは、どのような行為について成り立つか」、「至高権力保持者から命じられた行為であるとはいえ、にも拘らず、市民によって無視されても、なお、市民が不正義を犯すことのありえない・そうした行為とは、いったい、いかなるものであるか」 (Lev・L) なる〈設問〉の部分と、

- ロ) この〈設問〉について「決着を得るに至る」ために「吟味しなければならない」事柄、すなわち、

「服従者・市民」は、「いかなる権利 (what Rights) を、譲渡するのであるか」、ないしは、その「至高権力保持者」の（例外なく）あらゆる行為」

2) Lev・L, p. 164.

を、自ら「自身の行為と認めることによって」、「いかなる自由(what Liberty)を、わが身に拒絶するのであるか」、(Lev·E) という〈設問〉、「服従者・市民」は、「至高権力保持者」の「あらゆる行為について」、「ひとりひとりが、自らを、ひたすらに、それらの行為の本人である、とする場合」、「自由の・いかなる部分を、わが身に拒絶し切るものなのであるか」(Lev·L) —— の〈設問〉の部分とから、成るものである。

b) しかしながら、上記の・〈二つ〉の〈設問〉が、既に、

ア) 〈基幹理論〉の《歪曲》，したがって，《理論上の誤謬》を，示しているのである。

イ) なぜなら。i) 「譲渡」・「信託」するのは、「いかなる権利」であるのか，「わが身に拒絶」するのは、「いかなる自由」，「自由の・いかなる部分」であるのか，と〈設問〉する場合，(これらの〈設問〉の内容はもとより，同一である)，

ii) 当然に，「至高権力保持者」が，自らに「譲渡」・「信託」・「委譲」された「全面的代行権」によって〈行使〉するものは，「各人が各人に敵対する戦争」の「原因」たる・「各人」が有する「万事にたいする権利」，換言すれば，〈全面的権利・自由〉であらざるをえないのであり，

iii) したがって，かかる〈全面的権利・自由〉の・「至高権力保持者」による「全面的代行」は，「譲渡」・「信託」・「委譲」した「各人」にとっては，「至高権力保持者」にたいする〈全面的服従〉を，意味する以上，

iv) あの〈設問〉は，既に，この〈全面的服従〉の〈否定〉を表示し，すなわち，「服従者・市民」は，〈全面的に〉「服従」する者であるとともに，ある〈部分〉の「自由」を有する者でもあることを，語るものであるからである。

3) a) しかし，Lev·E, Lev·Lは，この《歪曲》について，当然のことながら，その〈正当化〉を図る。

ア) そして，〈正当化〉するために用いられるのが，以下に見る《論法》で

ある。すなわち、(同・第十パラグラフ),

Lev·E 「なぜなら、私たちが [至高権力保持者に] 従属スルコト (our Submission) という事実の中に、私たちが受ケル拘束 (our Obligation) と、私たちが有スル自由 (our Liberty) との双方 (both) が、宿っているからである」³⁾。

Lev·L 「[至高権力保持者に] 従属すること・そのことの中に、拘束 (obligatio [オブリガーツィオ]) も、自由 (libertas [リーベルタース]) も、宿っているからである」⁴⁾。

- イ) すなわち、Lev·E, Lev·Lの《論法》は、つぎのところから始まる。
 - i) 「服従者・市民の自由」とは、「至高権力保持者」にたいして「従属すること」への「拘束」からの「自由」である。
 - ii) 換言すれば、「至高権力保持者」が発する・「行為」遂行の〈命令〉に「従属すること」へ「拘束」されているような「行為」の範囲外の「行為」について、成り立つものである。
 - iii) あるいは、「自由」とは、「至高権力保持者」が下すなにらかの「行為」遂行の〈命令〉に「従属すること」への「拘束」を、〈免れていること〉である。
- ウ) i) こうして、〈根底〉に「従属すること」があり、〈ついで〉、それへの「拘束」があり、〈しかるのち〉、「拘束」からの「自由」があるのであるから、
 - ii) 「服従者・市民」が有する「自由」と、受ける「拘束」とは、
 - iii) 〈ひとしく〉、「至高権力保持者」にたいして「従属すること」を、〈前提〉としているものである。
- エ) 上記・ウ), iii) の事柄が、上掲にあって、——「[至高権力保持者に]

3) Lev·E, loc. cit.

4) Lev·L, loc. cit.

「従属すること」・「そのことの中に」、「拘束」と「自由」との「双方」が、「宿っている」——と言われていることの意味である。

b) ところで、前述・ウ), i), ——再言すれば、〈根底〉に「従属すること」があり、〈ついで〉、それへの「拘束」があり、〈しかるのち〉、「拘束」からの「自由」がある、——ということからすれば、

ア) 「従属すること」への「拘束」と、その「拘束」からの「自由」とは、「従属すること」が含む〈なにらか〉のものによって、〈分離〉されるのでなくてはならない。

イ) すなわち、i) 「服従者・市民」の（「至高権力保持者」にたいして「従属すること」への）「拘束」は、

ii) 「従属すること」という「事実」の中に含まれている・なにらかの〈根拠〉から、発生するものであり、

ウ) 〈同じく〉、i) 「服従者・市民」の（「至高権力保持者」にたいして「従属すること」への）「拘束」を〈免れている〉こと・「自由」もまた、

ii) 「従属すること」・「そのことの中に」ある・なんらかの〈根拠〉に、由来するものでなければならぬことになる。

エ) したがって、こう言われるのである。

Lev·E 「それゆえ、拘束と自由とは、従属スルコトから取り出される根拠(arguments)によって、惹き起こされるのでなくてはならない」⁵⁾。

Lev·L 「したがって、自由の根拠(argumenta [アルグウーメンタ])と、拘束の根拠とは、同一の・従属することから、取り出されるのでなくてはならない」⁶⁾。

- 4) a) しかしながら、やはり、前出・3), a), ウ), i) によって、
- b) 「至高権力保持者」にたいして「従属すること」へ「拘束」されてい

5) Lev·E, loc. cit.

6) Lev·L, loc. cit.

る・その「拘束」の「根拠」が明らかにされれば、

c) 「従属すること」への「拘束」からの「自由」の「根拠」は、ただちに、知られるのであって、

d) この手続の逆は、成立しない。

5) では、上記の「拘束」の「根拠」は、なにであるのか。

a) <基幹理論>によれば、

ア) i) 「根拠」は、「自己保存」を初めとする「平和」の<確保>を「目的」に、「国家」と「至高権力保持者」とを「設立」せんとする「各人」が、その「設立」のために交す「契約」の<内容>を<言明>する「語」である。

ii) すなわち、かかる「各人」が、自らの有している「万事にたいする権利」・<自然権>を、「至高権力保持者」となるに至る<第三者>に、「譲渡」・「移譲」することを、<表明>する「語」である。

iii) しかし、「万事にたいする権利」は<物件>ならざるため、その「譲渡」・「移譲」が行われる手続を<言明>する「語」は、「各人」が、上記の<第三者>に、自らの「万事にたいする権利」の<行使>の「全面的代行権」を「委譲」する、——と<言明>する「語」たらざるをえず、

iv) 換言すれば、「各人」が、「私は、自分を、至高権力保持者の・あらゆる行為の本人とする」、と<言明>する「語」となる。

イ) i) この「語」が、——なにらかの理由で<撤回>される、ということがなく、とりもなおさず、あの「契約」が<解消>されることがない限り、

ii) この「語」によって、「服従者・市民」は、「設立」された「至高権力保持者」に「従属すること」へ、「拘束」されているのである。

ウ) i) なぜなら、あの「語」——すなわち「契約」の<内容>の<言明>——が、「従属すること」にたいする「拘束」を、「契約」当事者たる「服従者・市民」の「各人」に課するのでなければ、

ii) 「国家」も「至高権力保持者」も、「設立」されたことには、<ならな

い〉からである。

6) a) ア) ところが、Lev·E, Lev·Lは、「拘束」の「根拠」について、各・同・第十パラグラフで、つぎのように立論するのである。

Lev·E 「なぜなら、なんぴとにせよ、その人自身の・なにらかの行動(some Act)から発するのではない拘束は、なんぴとにとっても、わが身に課せられた拘束ではないからである」⁷⁾。

Lev·L 「なぜなら、なんぴとといえども、自分自身の行動(sūi ipsius actio [スウイー・イプシュウス・ティークツイオ])から発しない拘束によつては、なんら、束縛されないからである」⁸⁾。

b) では、なんぴとにせよ、その身に加えられる「拘束」は、〈なにゆえに〉、その人間」「自身」の「行動」から「発する」ものでなくてはならないのか。

Lev·E 「その理由は、万人は、平等に、自然に基づいて自由である、というところにある」⁹⁾。

Lev·L 「それは、万人は、自然によって、平等な自由を有するからである」¹⁰⁾。

すなわち、「自然に基づいては」(「自然によつて」は)、「自分自身」の「行動」は生起しないから、「拘束」、「束縛」は、生じない、と言うのである。

c) ア) しかし、「平等に、自然に基づいて自由である」とは、「平等に」〈自然に基づく〉・「行動」の「自由」を有している、ということである。

イ) だが、そこには、「行動」と、それとともに「自由」とがあるのみであり、「拘束」は、存在しない。

ウ) それゆえ、Lev·E, Lev·Lが言う——「拘束」は、〈单なる〉・本人「自身」の「なにらかの行動」から「発する」ものである、とする論——は、「至

7) Lev·E, loc. cit.

8) Lev·L, loc. cit.

9) Lev·E, loc. cit.

10) Lev·L, loc. cit.

「高権力保持者」にたいする「服従」への「拘束」の「根拠」たりうるものでは、ないのである。

エ) それゆえ、「根拠」は、——「服従者・市民」が、「至高権力保持者」に「従属すること」への「拘束」を、自らに負うような〈要因〉——である、と規定されるべきであった。

オ) しかるに、かかる〈要因〉とは、ひとり、前出・5)に挙げた・「国家」と「至高権力保持者」とを「設立」する「契約」の〈内容〉を〈言明〉する「語」のみである。

ド) ところが、次・7)に見るとおり、Lev·E, Lev·Lは、「至高権力保持者」にたいして「従属すること」への「拘束」の「根拠」として、「至高権力保持者」に「従属すること」という「行動」の「原動力」たる・「従属」への「意図」を、挙げるのである。

エ) この「意図」を「根拠」として置くのは、次・7)以下に見るとおり¹¹⁾、Lev·E, Lev·Lが、前出・5)に示した・あの「語」は、上記の「拘束」の「根拠」〈たりえない〉、とする伏線である。

7) その間の消息を告げるのは、同じ・各・第十パラグラフで、前掲の論述につづいて記される・下記の所論である。

Lev·E 「ところで、上記の〔「拘束」と「自由」との〕根拠は、私ハ、自分ヲ、至高権力保持者ノ・アラユル行為ノ本人トスル、という・表明された語 (the expresse words) から、引き出されるか、ないしは、わが身を至高権力保持者の有する権力のもとに従属させる、という・その本人の意図 (the Intention) から、引き出されるか、そのいづれかであるほかはないのであるから、(この意図は、本人がそうした従属を行う目的 (the end) によって、理解されなくてはならない)，服従者が受ける拘束と、有する自由とは、上記の語 (ないしは、これと等価の・他のもの) から、導き出されなければなら

11) とくに、cf. 8)

ないか、ないしは、そうでなければ、至高権力を設立することの目的、すなわち、服従者相互の間の平和と、共同の外敵に対抗して服従者を防衛することから、導き出されなければならない」¹²⁾。

Lev·L 「ところで、前記の根拠は、語そのものから (ab ipsis verbis [アブ・イプスイース・ヴェルビィース]), すなわち、私ハ、自分ヲ、私タチガ至高権力ヲ授与スル・ソノ人間ノ・アラユル行為ノ本人トスル, という語から、取り出されるか、ないしは、至高権力に従属する者の意図から、取り出されるのであり、そして、その意図は、従属の理由である目的から、理解されるものであるから、したがって、市民ひとりひとりが受ける拘束と有する自由とは、上記の語からか、ないしは、上記の意図から、立証されなくてはならない。ところで、国家設立の目的は、市民相互間の平和と、共同の外敵に対抗する防衛とである」¹³⁾。

- a) ア) すなわち、上掲の立論は、——要約すれば——、
 - イ) 「服従者・市民」が、 i) 「至高権力保持者」にたいして「従属していること」への「拘束」を受けるか、
 - ii) それとも、「拘束」からの「自由」を有するか、
 - ウ) そのことの「根拠」は、 i) 「契約」の〈内容〉を表示する・あの「語」であるか、
 - ii) 「服従者・市民」の・「至高権力保持者」に「従属していること」にたいする「意図」であるか、であるが、
 - iii) その「意図」の「目的」は、対内・対外の「平和」の〈確保〉であるのであるから、
 - エ) i) 上記の・「拘束」を受けるか、ないしは、「自由」を有するか、は、
 - ii) あの「語」を「根拠」として「立証」されるか、あるいは、上の「目

12) Lev·E, loc. cit.

13) Lev·L, loc. cit.

的」を含む「意図」を「根拠」として「立証」されるか、でなくてはならない、——ということである。

b) しかし、ここに、Lev·E, Lev·L の・〈第一〉の《脆弁》が、登場してきたのである。

c) これを、《脆弁》とする理由は、以下のところにある。

ア) 「至高権力」にたいして「従属すること」への「拘束」が生ずる「根拠」は、前記・5), a) のとおり、ひとり、上掲の「表明された語」のみである、ということは、もはや、再言しないが、

イ) この「語」は、「国家」と「至高権力保持者」とを「設立」することの「目的」(「平和」の〈確保〉)にたいする「意図」から〈発し〉、とりもなおさず、その「意図」の〈言明〉以外の・なにものでもない。

ウ) i) それゆえ、まず、あの「語」と上の「意図」とは、〈不可分離・一体〉である。

ii) そして、「平和」の〈確保〉という「目的」にたいする「意図」から、生じないでいなのは、「至高権力保持者」にたいする——あの「語」を以て〈言明〉される——「従属すること」にたいする「意図」である。

iii) それゆえ、あの「語」と、上記の「目的」への「意図」と、その「意図」から発する・「至高権力保持者」にたいし「従属すること」への「意図」との〈三者〉は、〈不可分離・一体〉をなすものである。

エ) してみれば、i) Lev·E, Lev·L が、あの「語」——「私は、自分を、至高権力保持者の・あらゆる行為の本人とする」——と、「至高権力保持者」にたいする・「私」の・「従属すること」への「意図」(その「意図」は、あの「目的」にたいするものに、ほかならない)とを、〈分離〉することは、

iii) まぎれもなく、《脆弁》である、とされざるをえないのである。——

8) ところが、Lev·E, Lev·L は、この・〈第一〉の《脆弁》に、さらに、数パラグラフのうちに、〈第二〉の《脆弁》を、加えるのである。

それが、——あの「語」は、「拘束」の「根拠」〈たりえない〉。「拘束」の

「根拠」は、「従属すること」への「意図」である、——という・前掲の《歪曲》・《論理上の過誤》を〈正当化〉するための《論法》に現われる《脆弁》である。

a) まず Lev · E にしたがえば、「第二十一章」・第十三パラグラフにあって、既に本稿・前出・第X章。II —— D, 20), 21) に見たとおり¹⁴⁾、服従者は、「至高権力保持者」による「審問」にたいして、「自らの犯した罪」を「自白しなければならない、ということはない」との所論を、——〈根拠〉を変え、すなわち、『第一部』・「第十四章」に「示したとおり」、「なんぴとも、自らを有罪とするように、契約によって拘束されることは、ありえない」——を〈根拠〉として、述べるのにつづき、

第十四、第十五パラグラフで、つぎのように立論するのである。

「加えるに、至高権力にたいする・服従者の〔従属への〕同意は、つぎの語、すなわち、私ハ、自分ヲ、至高権力保持者ノ・アラユル行為ノ本人トスル、ナイシハ、ソレノ・アラユル行為ヲ、私ニ引キ受ケル (take upon me)，に含まれている。しかしながら、この語の中には、服従者自身が以前に〔自然のままの身の上にあって〕有していた・自然にしたがう自由の制限は、なんら (no restriction at all) 存在しない。なぜなら、至高権力保持者に、私ヲ殺スのを認めることによっても、私は、至高権力保持者が私に〔私の死を〕命ずる時に、自殺しなければならぬということは、ないからである。君ノ望ミトアレバ、私ナリ、ナイシハ、私ノ仲間ヲ、殺スガイイ、と言うことと、私ハ、自殺ヲ、ナイシハ、私ノ仲間ヲ殺スコトヲ、意志スル、と言うことは、互いに別の事柄である。それゆえ、帰結するのは、以下のことである。

[第十五パラグラフ] なんぴとも、あの語そのものによつては、自殺するなり、ないしは、誰であれ他人を殺すようには、拘束されない。そして、そ

14) 本稿・第X章。II —— D, 20), 21)。「経済と経営」。第22巻・第4号。1992年3月。
231—237ページ。

れの帰結として、なにらかの・わが身に危険を齎す職責、ないしは、体面を傷ける職責の遂行にたいする・至高権力保持者の命令に基づいて、総じて人が時として受ける拘束は、私たちが服従することの・あの語に、由来するものではなく、服従することの目的によって理解されるべき・服従することへの意図に、由来するのである。それゆえ、服従することにたいする・私たちの拒否が、至高権力が定められた目的を成就させない場合には、拒否する自由は、存在しない。そうでなければ、拒否する自由は、存在する」¹⁵⁾。

b) まず。ア) i) 「至高権力にたいする・服従者の〔従属への〕同意」は、前掲の「語」に「含まれている」、という規定は、〈正しい〉。

ii) けれども、「しかしながら、この語の中には、服従者自身が以前に「自然のままの身の上にあって」) 有していた・自然にしたがう自由の制限は、なんら存在しない」、とする立論は、

iii) 上記・ア), i) の〈正しい〉規定に、明らかに〈矛盾〉するゆえに、《誤り》である。

イ) i) なぜなら、あの「語」によって〈言明〉される「契約」の〈内容〉は、「服従者」の・「至高権力にたいする」「服従」への「同意」にほかならないのであり、

ii) したがって、あの「語」によって、「至高権力」が既に「設立」されている以上、

iii) 「存在する」のは、「至高権力」にたいする・「服従者」の「従属」のみであって、「自然にしたがう自由」は、〈存在しえない〉からである。

c) つぎに、それにも拘らず、Lev·Eは、「自然にしたがう自由の制限は、なんら存在しない」ことの〈根拠〉を、——「なぜなら、至高権力保持者に、私ヲ殺スのを認めることによっても、私は、至高権力保持者が私に〔私の死を〕命ずる時に、自殺しなければならぬということは、ないからである」、——

15) Lev·E, p. 269.

というところにおくのである。

ア) i) 「…私ヲ殺スのを許すこと」という表現によって Lev·E が意味しているのは、

ii) あの「語」—「私ハ、自分ヲ、至高権力保持者ノ・アラユル行為ノ本人トスル」—の・その「アラユル行為」の一つに、「私ヲ殺ス」という「行為」が含まれている、—ということである。

イ) i) だがしかし、この「語」によって〈言明〉される〈内容〉の「契約」は、言うまでもなく、「契約」当事者〔服従者・市民〕の「各人」の「自己保存」を初めとする「平和」の〈確保〉を、「目的」とするものである。

iii) さらに、既に知られているとおり¹⁶⁾、「本人」が、「自分自身に侵害を加えることは、ありえない」と明言されていた。

エ) それゆえ、Lev·E としては、あの「語」に言われている「アラユル行為」の中に、「私ヲ殺ス」ことが含まれる、とすることは、《できない》。

d) ア) もし、あの「語」が、「私ヲ殺ス」「行為」を含む、とするならば、

イ) i) それは、「服従者」としての「私」が、「国家」と「至高権力保持者」との「設立」の「目的」たる・「契約」当事者「各人」の「自己保存」と「共同の平和」とを〈侵害〉し〈破壊〉したものとして、「至高権力保持者」が「制定」する「国家法」に基づき、「至高権力保持者」による「審理」・「裁判」を経て、例えば、〈死刑〉に処せられる、という意味において、である以外にはない。

ii) そして、このように「死」を以て〈処刑〉されるのは、あの「語」によって〈言明〉される・「至高権力保持者」にたいする「従属すること」への「意図」から、「従属すること」への「拘束」（「従属」の「行動」）が、〈帰結する〉ことに、ほかならない。

16) 本稿・第X章。II—E, 8), c). 「経済と経営」。第23巻・第1号。1992年6月。92-93ページ。

ウ) こうして、Lev·Eが、「至高権力保持者に、私ヲ殺スのを認める」と言うこと自体が、既に、あの「語」が、「拘束」の「根拠」であることを、語るものである。

e) つぎに、「…至高権力保持者に、私ヲ殺スのを認めることによっても、私は、至高権力保持者が私に〔私の死を〕命ずる時に、自殺しなければならぬということは、ない…」という立論の意図は、以下のところにある。――

ア) まず、「私は、…自殺しなければならぬ…」という表現にLev·Eが与えた趣意は、

i) 「至高権力保持者」の「アラユル行為」の「本人」は、「私」である以上、

ii) 「至高権力保持者」が、——「私」が「本人」である「アラユル行為」の一つたる「私ヲ殺ス」ことを「命ずる」とは、

iii) 「本人」である「私」が、〈私を殺さねばならぬ〉こと、つまり、「私が自殺しなければならぬ」ことである、――というところにある。

イ) しかし、Lev·Eが言わんとするのは、——「私が自殺しなければならぬ」という事柄は、それ自体で、〈生起しえない〉ものである、――という点にある。

ウ) その・〈生起しえない〉ことの理由を、Lev·Eに代って示せば、それは、下記の〈二つ〉の・いずれかである。

i) 「本人」が、「自分自身に侵害を加えることは、ありえない」のであった。

ii) それゆえ、「自分自身に侵害を加え」〈なければならぬ〉ということは、〈生起しえない〉のである。あるいはまた、

エ) 〈自殺する〉ことは、「私」の「意志」を「原動力」とする「行動」であり、

ii) それゆえ、「自殺しなければならぬ」ということは、「私」が、〈自殺する〉ことを「意志」するように、〈命じられる〉・〈強制される〉ことであるが、

iii) しかし、「意志」という〈内面の働き〉へ、〈強制される〉ことは、〈生じえない〉事柄である。――

オ) i) そこで、このようにして、「私が自殺しなければならぬ」ということが、それ自体として〈生起しない〉、ということは、

ii) 「至高権力保持者が私に〔私の死を〕命ずる時に」も、その〈命令〉は、〈遂行されない〉、ということにはかならない。

カ) そのことは、「私」が、「至高権力保持者」の・その〈命令〉にたいして「従属すること」へ「拘束」されることは、〈ありえない〉、ということである。

キ) ところで、「至高権力保持者」の・「私」にたいする〈命令〉の根拠は、なにであったか、と言えば、それは、あの「語」、――「私ハ、自分ヲ、至高権力保持者ノ・〔私ヲ殺ス〕ことを含むアラユル行為ノ本人トスル」、――であった。

ク) ということは、上記・カ)に照らして、――あの「語」が、「私」を「至高権力保持者」の〈命令〉にたいして「従属すること」へ「拘束」することは、〈ありえない〉――ということである。

ケ) 上記・ク)を語ることが、本・e)の冒頭に示した・Lev・Eの立論の意図なのであり、

コ) そして、この立論は、まことに巧みな・〈第二〉の《脆弁》である。

フ) だがしかし、本・8), 上記・e), ウ), i)を再言すれば、

ア) i) 「代行者」の「本人」が、「自分自身に侵害を加えることは、ありえない」のであるから、

ii) 「本人」が「代行者」に「代行」せしめる「行為」すべての中に、「本人」たる「私」を「殺す」、という「行為」が存在することもまた、「ありえない」のである。

イ) それゆえ、生じうる・ただ一つの事柄として、本・8), 前記・d), ア), イ)のように、「私」が、「国家」の「目的」たる「共同の平和」の〈破

壞〉ゆえに、「至高権力保持者」の〈命令〉により、「死」を以てする〈処罰〉を受けることは、（「私」が「私ヲ殺ス」ことであるにしても），

- i) しかし、あの「語」を「根拠」とするものであり，
- ii) したがって、「平和」の〈確保〉という「目的」から〈帰結〉する・「至高権力保持者」の〈命令〉にたいして「従属すること」への「拘束」によるものである。
- ウ) i) そして、「死」を以てする〈処罰〉は、あの「語」を「根拠」とするものであり，
- ii) また、「本人」が、「自分自身に侵害を加えることは、ありえない」のであったから，
- iii) あの「語」からは、〈死刑〉に処せられることを〈命令〉されるのは、「私が自殺しなければならぬ」ことである、という解釈は、〈帰結しない〉。
- エ) i) この・〈帰結しない〉ことによって，
- ii) 「至高権力保持者が、私に」、「死」を以てする〈処罰〉を「命ずる時に」は，
- iii) もはや、下記の立論は、成立しえなくなる。
- オ) その立論とは、再言すれば，
- i) その〈命令〉は、「私が自殺しなければならぬ」ことを、意味するが，
- ii) 「私が自殺しなければならぬ」ということは、〈生起しえない〉ゆえに，
- iii) あの「語」が、「私」を「至高権力保持者」の・その〈命令〉にたいして「従属すること」へ「拘束」することは、〈ありえない〉—— というものである。
- g) このようにして、Lev·E の・上掲の立論は、自らが〈第二〉の《脆弁》であることを、あらわにするのである。——
- 9) さて、前掲のように、Lev·E は、つづいて、「君ノ望ミトアレバ、私ナリ、ナイシハ、私ノ仲間ヲ、殺スガイイ、と言うことと、私ハ、自殺ヲ、ナイシハ、私ノ仲間ヲ殺スコトヲ、意志スル、と言うこととは、互いに別の

事柄である」¹⁷⁾としていた。

a) ア) 上記の論述は、

i) 「君ノ望ミトアレバ、…、殺スガイイ、と言ふこと」なる文言によつて、あの「語」——再言すれば、「私ハ、自分ヲ、至高権力保持者ノ・アラユル行為ノ本人トスル」——を表わし、

ii) 上記・i) を「言ふことと、私ハ、…自殺ヲ…意志スル、と言ふこととは、互いに別の事柄である」と述べることによって、

iii) あの「語」は、「自殺」ないし「仲間ヲ殺ス」という・「私」の「行為」にたいする・「私」の「意志」を〈表示するものではない〉、——と立論しているのである。

b) なぜなら。ア) i) 「私」が「自殺」する（「私自身を殺す」），ないしは、「仲間を殺す」ことは、「私」の・かかる「意志」を「原動力」とする「行為」であるのにたいし、

ii) 「君ノ望ミトアレバ、私…ヲ、殺スガイイ」という場合には、「私ヲ殺ス」，等々は、「君」の「意志」を「原動力」とする・「君」の「行為」である。

イ) しかるに、

i) あの「語」——〈私は、自分を、君の・あらゆる行為の本人とする〉——は、

ii) 君の「意志」を「原動力」とする・「君」の「あらゆる行為」は、「私」の「意志」を「原動力」とする「行為」にほかならぬことを、言うものである。

iii) それゆえ、「君」が「私…ヲ殺ス」ことを「意志」するのであれば、それは、「私」が「私…ヲ殺ス」ことを「意志」することなのであるから、

iv) 「君ノ望ミトアレバ、私…ヲ殺スガイイ」と「言ふこと」は、あの「語」の〈帰結〉ではある。

17) cf. 前出・脚注・15) を付した引用文。

ウ) だがしかし、

i) 「私」が、「自殺」を「意志スル」と「言うこと」は、「君」の「意志」が、「私」の「自殺」に〈関与してはいない〉ことを、表わしている。

ii) してみれば、上記のように「言うこと」だけが、「私」の「自殺」という・「私」の「行為」にたいする・「私」の「意志」を、〈表示する〉のである。

iii) ということは、あの「語」——〈私ハ、自分ヲ、君ノ・アラユル行為ノ本人トスル〉——は、上記の・「私」の「意志」を〈表示するものではない〉ことである、——からである。

c) しかしながら、

ア) 「君」とは、本来から言えば、「至高権力保持者」のことであり、「私」とは、「服従者・市民」ことである。

イ) そこで、i) 「私」なる「服従者・市民」が、自らの「意志」を、「君」なる「至高権力保持者」の「意志」に〈服従せしめる〉ならば、

ii) とりもなおさず、「服従者・市民」が、「至高権力保持者」の「意志」に発する〈命令〉に「従属すること」を、「意志」し・「意図」するならば、

iii) それは、「服従者・市民」が、「至高権力保持者」の発する〈命令〉に「従属すること」へ「拘束」されることに、ほかならない。

d) 以上に述べたところを要すれば、——

ア) 「服従者・市民」は、i) 「至高権力保持者」の発する・〈自殺せよ〉、ないしは〈仲間ヲ殺セ〉という〈命令〉にたいして、

ii) あの「語」によっては、「従属すること」へ「拘束」されることは、〈ありえない〉けれども、

イ) i) 「至高権力保持者」が下す・上記の〈命令〉にたいして「従属すること」の「意図」によっては、

ii) 「拘束」される、——ということである。——

エ) そして、本・9) の冒頭の・Lev・E の叙述が語らんとしたのは、実は、上記・d) の論旨である。

f) しかしながら、この論旨は、〈第三〉の《脆弁》である。なぜなら、
 ア) i) 「至高権力保持者」は、あの「語」——上記・d), ア), i), ii)
 にしたがえば、「服従者・市民」を、〈自殺せよ〉、〈仲間を殺せ〉という〈命令〉にたいして「従属すること」へ「拘束」することが、〈可能ではない〉「語」(〈可能ではない〉ことの理由は、言うまでもなく、この「語」が、「平和」の〈確保〉を「目的」とするものであり、それを「目的」として「国家」と「至高権力保持者」とを「設立」する基礎であるからである)——によって「設立」されたものにほかならぬ以上、

ii) 「服従者・市民」を、〈自殺せよ〉、〈仲間を殺せ〉という〈命令〉にたいして「従属すること」へ「拘束」することは、〈なしえない〉からである。

10) さて、Lev・Eは、9)に見た・〈第三〉の《脆弁》に基づいて、つぎのように述べていた。

「それゆえ、帰結するのは、以下のことである。

なんびとも、あの語そのものによっては、自殺するなり、ないしは、誰であれ他人を殺すようには、拘束されない」¹⁸⁾。

a) この「帰結」は、《脆弁》の「帰結」なるがゆえに、《成立しえない》ものである。

b) なぜなら、ア) 「あの語」が、「自殺」ないし「他人を殺すこと」を含むことは、《ありえない》からであり、

イ) 「あの語そのものによって、…拘束されない」、ということもまた、《ありえない》からである。

11) つづいて、「そして、その帰結として、なにらかの・わが身に危険を齎す職責、ないしは、体面を傷ける職責の遂行にたいする・至高権力保持者の命令に基づいて、総じて人が時として受ける拘束は、私たちが従属することの・あの語に、由来するものではなく、従属することの目的によって理解

18) cf. 前出・脚注・15) を付した引用文。

されるべき・従属することの意図に、由来するのである」¹⁹⁾ と言われているのもまた、

《脆弁》の「帰結」である。

- a) しかし、ア) 上掲の「職責」を「遂行」せよ、との「命令」に「従属すること」への「拘束」は、
 - イ) その「命令」が「至高権力保持者」から発するものである以上、
 - ウ) 「平和」の〈確保〉を「目的」とした・「従属すること」への「意図」に根ざす「拘束」であるのでなければならないが、
 - b) ア) しかし、〈それとひとしく〉、「あの語」もまた、上記を「目的」として、発せられるのであってみれば、
 - エ) この「拘束」は、
 - i) 「従属すること」への「意図」にも、「由来」し、
 - ii) 〈同時に〉、「あの語に」も、「由来する」のでなくてはならない。
 - オ) それゆえ、上記の・《脆弁》の「帰結」は、《論理上の誤謬》である。
 - b) ア) そして、この《論理上の誤謬》は、
 - イ) 前述のとおり²⁰⁾、i) 「あの語」と、
 - ii) 「あの語」が発せられる「目的」への「意図」と、
 - iii) その「意図」から生ずる・「従属すること」への「意図」との〈三者〉が、
 - iv) 〈不可分離・一体〉であるにも拘らず、
 - v) それらの間を〈分離〉した《脆弁》の「帰結」である。
- 12) ところで、Lev·Eは、上に見た第十五パラグラフの叙述を、つぎの立論で閉じている。

「それゆえ、服従することにたいする・私たちの拒否が、至高権力が制定

19) cf. 前出・脚注・15) を付した引用文。

20) 本稿・前出・7), c), ウ), iii)

された目的を無に帰さしめる場合には、拒否する自由は、存在しない。そのことがなければ、拒否する自由は、存在する」²¹⁾。

a) ア) 上掲のうち、「拒否する自由は、存在しない」とは、言うまでもなく、「私たち」すなわち「服従者・市民」が「至高権力」の「命令」にたいして「従属すること」へ「拘束」されることであり、

イ) 「服従することにたいする・私たちの拒否」および「拒否する自由は、存在する」とは、「服従者・市民」が、上記の「拘束」から「自由」であることである。

b) 本・第十五パラグラフの・これまでの論述にしたがえば、

ア) 上記の「拘束」を課するのは、「至高権力」が発する「命令」に「従属すること」への「意図」である、とされ、

イ) これにたいし、「自由」を与えるものは、「あの語」である、と立論されてきた。

c) しかるに、今・ここで、突如として、

ア) i) 「服従することにたいする・私たちの拒否」、すなわち、「自由」が、

ii) 「至高権力が制定された目的」—— 言うまでもなく、「私たち」・「服従者・市民」相互の間の「平和」と、「共同の外敵に対抗して」、「服従者・市民」を「防衛すること」—— を、「無に帰さしめる」ことが、

iii) 「拘束」を生ぜしめ、(「拒否する自由」を「存在」<せしめず>)、

イ) i) 「自由」が、

ii) 上の「目的」を、「無に帰さしめる」ことのないことが、

iii) 「自由」を生ぜしめる、(「拒否する自由」を「存在」<せしめる>)—— とする《論法》に、変換したのである。

c) しかし、ア) 上記・c), ア), i) - iii) は、ほかでもなく、——

21) Lev · E, p. 269.

- i) 「あの語」も、
 - ii) それが生ぜしめる・「至高権力」にたいして「従属すること」への「意図」も、
 - iii) <いずれも>、「従属すること」への「拘束」の「根拠」である。
 - iv) その理由は、これらの <いずれか> でもが <欠如> することは、あの「目的」を、「無に帰さしめる」ものであるからである、—— ということに《帰着する》ほかはない。
- イ) さらに、上記・c), イ), i)–iii) は、
- i) 「自由」が、あの「目的」を「無に帰さしめる」ことがない場合が、<存在しうる>、
 - ii) すなわち、「服従することにたいする…拒否」、「拒否する自由」が、あの「目的」を <成就せしめる> 場合が、<存在しうる> —— ということを、意味するものである。
- ウ) しかしながら、i) 「服従者・市民」の間の「平和」と、「共同の外敵に對抗して」、「服従者・市民」を「防衛すること」とが、
- ii) 「至高権力保持者」に「服従することにたいする」・「服従者・市民」の「拒否」によって <成就する>、などということが、いったい、<ありうる> ものであろうか。
- d) こうして、Lev·E は、第十五パラグラフの論述を閉じるにあたって、
- ア) 一つには、「あの語」と、「従属すること」への「意図」との <分離> の所論を、自ら <放棄> し、
 - イ) 二つには、「服従者・市民」の・「至高権力保持者」にたいする「服従」の「拒否」にも拘らず、なお、対内・対外の「平和」は <確保> されうる、とする《論理上の誤謬》に陥っているのである。
- e) 以上に吟味された・Lev·E、第十四、第十五パラグラフの叙述内容と、Lev·L、第十二パラグラフのそれとは、ほとんど相蔽うものであるが、念の

ため、後者をも、ここに記す。

[第十二パラグラフ] 「加えるに、市民が従属することは、以下の語、すなわち、私ハ、私ガソノ者ニ至高権力ヲ容認シタ・ソノ・当ノ者ノ・アラユル行為ノ本人デアル、に含まれている。けれども、この語の中には、自然にしたがう自由の制限は、なんら、存在しない。なぜなら、たとえ、私が、至高権力が私を殺すことを認めているにしても、私は、その至高権力の下す命令によって自分自身を殺すようには、拘束されていないからである。その理由は、君が望むならば、私なり、私の同僚市民なりを、殺すがいい、と言うことと、私は、自分なり、私の同僚市民なりを、殺す、と言うこととは、別の事柄である、というところにある。それゆえ、帰結するのは、なんとも、あの語そのものによっては、自分自身なり同僚市民なりを、殺すように、拘束されてはいない、ということである。したがって、総じて人が受けることのありうる拘束、すなわち、至高権力の命令により、なにらかの・わが身に危険を齎す職責、ないしは、体面を傷ける職責を遂行することの拘束は、人がそれによって従属することになる・表明された・あの語に基づくものではなく、国家設立の目的から理解される [従属することへの] 意図に基づくものである。それゆえ、服従にたいする拒絶が国家の設立の目的を、無に帰さしめる場合には、[服従を]拒否する自由は、なにら、存在しない。そうではなければ、自分がもつ・自然にしたがう自由を、行使することができる」²²⁾。

しかし、上掲の末尾に「自然にしたがう自由」なる文言が用いられているのは、つぎに記す《論理上の矛盾》を、示すものである。

すなわち、この文言は、——「国家の設立の目的を、無に帰さしめる」ことが〈ない〉場合に、「国家」の内部にあってはもはや存在しない「自然にしたがう自由」を「行使」することとして、「服従」の「拒否」が存在しうる——

22) Lev・L, pp. 165-166.

ということを、語るにはかならないのである。

f) マイア-タシは、上掲の・Lev·E, Lev·L の論述について、つぎのように記している。

「わが身に危害を及ぼす行為、ないしは、体面を傷ける行為について、これを遂行せよ、とする命令にたいしては、ある情況のもとでは、服従の拒絶が行われうる。こうした事例にあっても、再び、原契約の目的が、服従拒否の正当性の基準となる。》…服従することにたいする・私たちの拒否が、至高権力が制定された目的を無に帰さしめる場合には、拒否する自由は、存在しない。そのことがなければ、拒否する自由は、存在する。《」^{22·a)}。

ア) しかしながら、この・マイア-タシの論述は、本稿・前出・8) 以下で施されたように、「至高権力保持者」に「従属すること」への「拘束」が、「あの語」に基づくものであるか、それとも、「従属すること」にたいする「意図」に発するものであるか、についての《論理上の吟味》を、全く欠いており、

イ) また、Lev·E の叙述を引用しての所論も、この叙述が《論理上の誤謬》を犯していることに、想到していないものであって、

ウ) ただ、Lev·E の所論を卒然と挙げて、〈抵抗権〉論を開陳する・きわめて《浅薄》な論述である。

13) a) 以上に見た・Lev·E, Lev·L の各・第十パラグラフと、Lev·E の第十四、第十五パラグラフ、Lev·L の第十二パラグラフの立論は、いずれも、

b) ア) いわゆる「抵抗権」容認の論であるにも拘らず、

イ) 《脆弁》であり《論理上の誤謬》を犯しているゆえに、《成立しえない》ものである。

c) マイア-タシ、その他の論者は、この箇所の立論を、当然、吟味すべき

22·a) op. cit. S. 88–89 》…《は、Lev·E からの引用文。(以下、同じ)。

であったにも拘らず、それをなしえなかつた。

d) 吟味を加えることができなかつたのは、

ア) Lev·E, Lev·L の立論が《成立しえない》理由は、「あの語」と「至高権力保持者」にたいして「従属すること」への「意図」とを、〈分離〉したところにあるのであるが、

イ) 論者たちは、「あの語」が〈言明〉している・「契約」の〈内容〉を、
〈理解しえなかつた〉ところから、

ウ) この〈分離〉が《脆弁》であることを、《看取することができなかつた》
ためである。

14) さて、再び叙述の順序に立ち戻って言えば、Lev·E, Lev·L は、各・第十一パラグラフで、「あの語」と「従属すること」への「意図」との〈分離〉、
という・〈第一〉の《脆弁》を語ったのにつづき、

次・各・第十一パラグラフの冒頭から、以下のように、述べる。

Lev·E 「それゆえ (therefore), 第一に、設立による至高権力は、各人の・各人にたいする契約によるものであり、獲得による至高権力は、戦敗者の・戦勝者にたいする契約に、または、子の・生みの親にたいする契約に、よるものであつてみれば、明白であるのは、服従者各人は、それにたいする権利が、契約によつては、移譲されることができない・そうした事柄の・ことごとくにたいして、自由を有している、ということである。ところで、私は、以前、第十四章で、総じて人の・自分自身の身体を防衛することをしない、
という契約は、契約たりえない、ということを、示しておいた。それゆえ、」²³⁾

Lev·L 「それゆえ (érgo [エルゴ]), 第一に、国家の設立は、各人の・各人との契約によつて生ずるのであるから、明白であるのは、市民には、それにたいする権利が、契約によつては、移譲されることができず、ないしは、わが身から引き離されることができない・そうした事柄の・ことごとくにか

23) Lev·E, p. 268.

かわる自由が、存続している、ということである。ところで、(第十四章で)示されていたのは、わが身を実力に逆らって防衛することをしない、という類いの契約は、契約たりえない、ということである。それゆえ、…」²⁴⁾。

a) だがしかし、ア) この論述が、先行・第十パラグラフに述べられた・あの・〈第一〉の《脆弁》——それは、既に見たとおり、「あの語」は、「至高権力保持者」にたいして「従属すること」への「拘束」の「根拠」たりえない。「根拠」であるのは、「服従者・市民」が抱く・対内・対外の「平和」の〈確保〉という「目的」に発する・「至高権力保持者」に「従属すること」への「意図」である、とする立論を、含意している——と、《なんらの論理関係をも有しない》ことは、明らかである。

イ) したがって、上掲の論述が、第十パラグラフの所論をうけて、「それゆえ」と始まるることは、この間の記述に際しての《思考の錯乱》を示すものにはかならない。

ウ) さらに、「第十四章」の立論が、いかなる面からしても、《成立しえない》ものであることは、既述²⁵⁾のとおりである。

b) それゆえ、「明白であるのは、服従者各人は、それにたいする権利が、契約によっては、移譲されることができない・そうした事柄の・ことごとくにたいして、自由を有している」(Lev·E), 「明白であるのは、市民には、それにたいする権利が、契約によっては、移譲されることができず、ないしは、わが身から引き離されることができない・そうした事柄の・ことごとくにかかる自由が、存続している、ということである」(Lev·L)なる論述は、《虚妄》以外のなにものでもない。

15) a) この論述が《虚妄》であることは、

ア) 当該論述を具体に示さんがため、上掲・Lev·E, Lev·L の叙述が末

24) Lev·L, p. 165.

25) 本稿・第X章。II——D, 6)-14)。「経済と経営」。第22卷・第4号。1922年3月。

203-222ページ。

尾に「それゆえ」として述べる所論それ自体が、

イ) 当該論述の〈論拠〉たる・「第十四章」の立論を、〈否定〉しているところに、「明白」に現われる。

すなわち、Lev·E [次・第十一パラグラフ] 「それゆえ、

[第十二パラグラフ] たとえ、至高権力保持者が、総じて人にたいし、(その人が正当に、有罪の判決を受けているにしても (though justly condemned,)), 自殺せよ、わが身に傷を負わせよ、ないしは、わが身の身体機能に障害を加えよ、と命じ、あるいは、自分に暴行を加える者たちに抵抗してはならぬ、と命じ、ないしは、自分が生きていくことができるために欠くことのできない食物、大気、医薬、あるいは、なものであれ・その他の物の利用を断て、と命ずるにしても、にも拘らず、その当人は、この命令に服従しない自由 (the Liberty to disobey) を、有しているのである²⁶⁾。

Lev·L [第十一パラグラフ] 「それゆえ、たとえ、至高権力保持者が、市民にたいし、その市民が、正当に、死罪の判決を受けているにしても (quānquam jūre mórti condemnātus [クゥアンクゥアム・ユウーウレ・モルティー・コンデムナーアトゥス]), 自殺せよ、わが身の身体機能に障害を加えよ、ないしは、わが身に傷を負わせよ、と命じ、あるいは、自分の身柄に襲いかかってくる暴力に抵抗してはならぬ、と命じ、ないしは、自分が生きていくことができるために欠くことのできない食物、医薬、大気、あるいは、その他の物を断て、と命ずるにしても、当の市民は、この命令を拒否する自由 (recúsandī libertās [レクウーサンディー・リィーベルタース]) を、有しているのである²⁷⁾。

b) しかし、ア) ここで、Lev·Eは、「… (その人が、正当に、有罪の判決を受けている…)」とし、Lev·Lは、「…その市民が、正当に、死罪の判決

26) Lev·E, pp. 268-269.

27) Lev·L, p. 165.

を受けている…」と述べることによって、

i) あの「第十四章」²⁸⁾で、——「なんひとといえども、いかなる語、ないしは、その他の表示手段によって、放棄、あるいは、移譲してしまった、とは理解されることのできない・ある権利が、存在する」。それは、まず、「総じて人の生命を奪うために、実力をもって襲いかかってくる者たちに抵抗する権利」であり、また、わが身の「負傷」、「拘禁」、「投獄」に「抵抗する」「権利」もまた、しかし——と述べた立論を、

ii) 自ら《否定》する、という・致命的な Paralogismus を、犯しているのである。

イ) なぜなら。上掲の論述に言われる「当人」が、「正当に」、「有罪・死罪の判決を受けている」ということは、

i) 「至高権力保持者」が有する・「国家法」を「制定」する「権利」・「権力」と、「審理」・「裁判」を行う「権利」・「権力」とによって、「有罪・死罪の判決を受けている」ことにはかならず、

ii) また、かかる「判決」を受けた以上、「拘禁」、いな、「投獄」されていることを語るものであることは、言うまでもない。

ウ) 加えてまた、i) かかる「権利」・「権力」を有する「至高権力保持者」が、

iii) この「当人」をも含む「多数者」の「各人」からの・自らのもつてゐる「万事にたいする権利」の・〈いかなる除外もない〉「移譲」の「契約」によって、

iv) 「設立」されているのでなければならない。

v) そこで、もし、その「移譲」の「契約」から、「第十四章」に挙げられた諸「権利」が〈除外〉されるならば、ないしは、本・「第二十一章」・先行・

28) 本稿・第X章。II—D), 7), 8), 9)。「経済と経営」。第22卷・第4号。206—211ページ。

第十パラグラフに言われるように、「総じて人の・自分自身の身体を防衛しない、という契約は、契約たりえない」とするならば、

vi) 「正当に」、「有罪・死罪の判決を受ける」ということは、〈生じえない〉からである。

エ) こうして、i) 「正当に」、「有罪・死罪の判決を受けている」という規定は、

ii) 前記の諸「権利」を「移譲」の「契約」から〈除外〉した・「第十四章」の立論を、自ら《否定》するものである。

16) マイアータシは、その著述の「第二部。抵抗権」(„Teil II. Das Widerstandsrecht“) の核心をなす「B. 抵抗権」(„B. DAS WIDERSTANDSRECHT“) の「2. 自己防衛の権利」(„2. Das Recht auf Selbstverteidigung“) の第二パラグラフを、つぎのように記している。

「個々人の・相互の約束は、本質にあって、国家権力にそのまま転化した・支配者の・万事にたいする権利 (iūs ad ómnia [ユウース・アド・オムニア]) にたいする抵抗の放棄を、意味するものである。だがしかし、国家を形成する目的と意図とは、万人が万人にたいして庇護されること (prōtéction ómnium cóntrā ómnēs [プローテクツィオ・オムニイウム・コントラ・オムニース]) であり、平和の保障である。そこで、①支配者から、ないしは、支配者の下僚から、発して、ある市民を脅かす危険が、かつて当の市民が、国家契約の (せめて虚構なりとも) 共同締結によって逃れんと求めたのと同一の危険であるならば、その市民にとっては、服従の意味は、消失する。他人が加えることのありうる攻撃からの安全を獲得するためにのみ、その市民は、自分の力を、国家に移譲してしまったのである。そこで、隣人の代りに、比類なく強力な②レウィアータンが、その市民の身を脅かすとすれば、この市民は、小難を避けて大難に遭う、というものである。③かかる情況にも拘らずなお、服従と忍従とを要求するのは、背理であろう。契約に基礎を持つ・レウィアータンの権限が、疑いを容れる余地のありえないものであるにしても、

しかし、⁴⁾自らが行った権利譲渡の果実を詐取された者には、⁵⁾わが身を防衛する権利、および多大の災厄を齎す事態を、少なくとも、自らの力の及ぶ限り、わが身から払いのける権利が、存続するのでなくてはならない。そして、⁶⁾ホブズもまた、事実、明言している。なんびとも、実力に反抗する権利を、契約によって譲渡することは、できない、と。⁷⁾《私の身を、実力の行使によって、実力の行使から防衛することを、しない、という契約は、常に無効である》²⁹⁾。⁸⁾こうして、原契約の内容は、原契約の目的によって、限定される。⁹⁾正当防衛を放棄することができる、と承認することは、契約目的を否定することに、ひとしいであろう。¹⁰⁾かかる放棄は、ただに、基本となる・自然が定めている法、すなわち、《各人は、平和を獲得する望みがある限りは、平和に向かって努力もなくてはならない。しかし、平和を獲得することができない場合には、戦争から、あらゆる援助と利点とを、求め、かつ、用いることが許される》、と合致しえないばかりでなく、——また、物理面でも実現しえないものであろう。¹¹⁾なればこそ、個々人が、国家設立の契約 (der Staatsgründungsvertrag) にあたり、将来に統治者となるべき者が下す命令にたいし、なにら抵抗しない、という契約を結ぶ場合、この契約締結は、自己防衛権 (das Selbstverteidigungsrecht) の [移譲の・契約からの] 留保 (der Vorbehalt) を、条件とするのである」³⁰⁾。

a) ア) 上掲のうち、傍線を付した叙述は、いずれも、《不成立》，その他難点を有するものであって、1) から 10) までの部分については、別に記すが³¹⁾、

イ) ここで、11)の部分にかんしてのみ言うならば、マイア-タシは、なに

29) Lev · E, Part I, Chap. 14. 第二十八パラグラフ。p. 199 「…無効である」とは、「契約」〈たりえない〉、の意である。

30) op. cit. S. 86—87.

31) 本稿・第X章。本・II——Fの最終部分で、マイア-タシの論述の・他の《不当》を、一括して示す時に、この点について触れることになる。

よりもまず、(「第十四章」に語られる)「自己防衛権」の「移譲」を「国家設立契約」から「留保」することは、「国家設立」を《不可能》にするものであることに、《気付いていない》のである。

b) しかし、それに劣らず、マイア-タシの《論理上の思考能力の薄弱》を、端的に示すのは、上掲につづく・——本稿・前出・15) に吟味された・Lev·E, Lev·L の所論にかかわる——以下の論述である。

「…… a) 決疑論 („a) Die Kasuistik“) aa) 自由、体軀、および、生命の防衛 („aa) Die Verteidigung von Freiheit, Leib, und Leben“)

自己防衛 [権の・移譲契約からの] 留保から、市民各人に生じてくるのは、まず第一に、一つには、服従拒否の・ある権利 (ein Recht auf Gehorsamsverweigerung) である。すなわち、市民各人は、自己の・身体上の不可毀損性 (seine körperliche Integrität) を脅かす [統治者の] 命令を、無視する権利を有する。》至高権力保持者が、市民は、…自殺し、わが身の身体機能に障害を加え、ないしは、わが身に傷を負わせ、…、あるいは、生命の維持に必要な食物、医薬、大気、ないしは生命の維持に必要な物を断つべし、と命ずる場合には、この命令を拒否することが、当の市民に許されている。(》wenn der Oberherr befiehlt, daß ein Bürger … sich selbst umbringen, sich selbst verstümmeln oder verwundern, … oder sich der Nahrungsmittel, der Arznei, der Luft und dessen, was sonst zur Erhaltung des Lebens nötig ist, enthalten soll, so steht dem Bürger frei, sich dessen zu weigern《)」³²⁾。

c) まず、ここで知られるのは、マイア-タシは、

ア) 「第十四章」が語る・「自己防衛 [権の・移譲契約からの] 留保」を、

イ) 「服従拒否の・ある権利」すなわち「抵抗権」の《根拠》としているのであるが、

ウ) それは、ただ、Lev·E, Lev·L の・上記「留保」の立論が、《成立し

32) op. cit. S. 87–88.

えない》ことに、なんらの疑惑もはさまず、かつ、Lev·E, Lev·Lが語る。その立論からの帰結に、追随しているにすぎない、——ということである。

d) つぎに、ア) 上掲の・》 《中の叙述は、本稿・前・15), a), イ) に引用した・Lev·Lの記述の——マイア-タシ自身によるのではなく、——J. P. Mayerによる・〈誤謬〉を含む翻訳³³⁾からの。

イ) マイア-タシの《思考の粗雑》を露呈している《省略》を施した文章である。

ウ) Lev·Lの原文は、

“Érgo sī súmmam hábēns potestâtem, cîvem, quánquam jûre mórti condemnâtum, séípsum interfícere, mutilâre, vel vulnerâre ; aut vi persônam éjus invádentî nōn résistere ; aut ab alímentis, medicínâ, áere, vel áliâ rē síne quā vivére nōn póttest, sē abstinêre jússerit ; hábet cîvis ille recúsandî libertâtem.”

であるから、これを、正確に、かつ、省略を施さずに、訳出すれば、以下のようになるはずである。

„Folglich, wenn auch der oberste Machthaber einem Bürger, obwohl dieser mit Recht zum Tode verurteilt ist, geboten habe, sich selbst umzubringen, sich selbst zu verstümmeln, oder zu verwunden, oder dem seinen Leib angreifenden zu nicht widerstehen, oder sich den Nahrungsmittern, Arzneimitteln, der Luft, oder irgend etwas anderen Sache, ohne die man das Leben nicht erhalten kann, zu enthalten, trotzdem genießt der Bürger die Freiheit, dem Gebot Gehorsam zu verweigern.“ (傍線は、訳出した本稿執筆者による)。

33) *Leviathan, Lateinische Fassung* : Leviathan oder Von Materie, Form und Gewalt des kirchlichen und bürgerlichen Staates. In der (berichtigten) Übersetzung von 1794/95 herausgegeben und eingeleitet von J. P. Mayer. Zürich und Leipzig, 1936.

e) ア) ここでマイア-タシが犯した・《初步的》ではあるが《致命的な過失》は、

- イ) 上掲の・傍線を付した・Lev·L (および, Lev·E) の文言が、
- ウ) i) 本稿・前・15), 前出・b), ア)-エ) のとおり, Lev·E, Lev·L の「第十四章」の立論自体を、
- ii) したがって, マイア-タシが, <ホブズにおける「抵抗権」容認論> の<根拠>としたものを、
- エ) 《否定》していることを、
- オ) 《自覚しえなかった》ことであって、
- カ) その《無自覚》が, この文言の<省略>となって現われているのである。

f) ア) そして, この《無自覚》の<根本原因>は, マイア-タシが, 「第十四章」における——「国家」を「設立」する「契約」からの・ある種の「権利」の「移譲」の<留保>の——立論が, <基幹理論>と<相容れない>ものであることを《理解しえなかった》ところに, あるのであり,

イ) i) とりもなおさず, 自らの著述の『第一部。諸基礎』(„Teil I Die Gründlagen“)の「C. 国家像」(„C. Das Staatsbild“)・「I. レヴィアーダンの誕生」(„I. Geburt der Leviathan“)の第十八パラグラフにあって, Lev·E, 「第十七章」・第十三パラグラフから, 「リヴァイアサンの産出」の経緯にかかわって, あの「契約」の<内容>を含む長文の記述を引用していながら³⁴⁾,

- ii) その・「契約」の<内容>の中に, Lev·E, Lev·L の<基幹理論>を《把握すること》が《できなかった》ところに, ある。

17) a) ア) i) ところで, ——「服従者・市民」は, 「正当に」, 「有罪・死罪の判決を受けているにしても」, 前掲の・「至高権力保持者」が下す「命令」に「服従しない自由」, 「拒否する自由」を, 有している——とされるの

34) op. cit. S. 39.

は、

- ii) ——「至高権力保持者」が、かかる事柄を「命ずるにしても」——という〈想定〉に立つものであるが、
 - イ) そもそも、Lev·E, Lev·Lが、かかる「命令」を〈想定〉すること自体、《無意味》である。
 - b) なぜなら。ア) 「至高権力保持者」としては、当該「服従者・市民」が、「共同の平和」の〈確保〉を〈破壊〉・〈妨害〉する・その「行為」を、
 - イ) 「至高権力」に「密着」した「権利」・「権力」に基づく手続により、その「行為」の性質に応じ「有罪・死刑」の「判決」を下し、かつ、「拘禁」なり「投獄」の措置をとて、〈抑止〉するならば、「共同の平和」を〈確保〉する、という・「至高権力保持者」の〈責務〉は、全うされたのであって、
 - ウ) その〈責務〉を超えて、既に「有罪・死刑」の「判決」を受けた「服従者・市民」にたいし、「自殺せよ」、その他を、「命ずる」ことは、「至高権力保持者」にとって、《全くの不要事》であり、
 - エ) そして、《不要事》が行なわれることを〈想定〉するのは、《無意味》であるからである。
 - c) このようにして、ア) 「至高権力保持者」が、前掲の事柄を「命ずる」ことが、《全くの不要事》であり、「命ずる」という〈想定〉が《無意味》である以上、
 - イ) その「命令に服従しない自由」、「命令を拒否する自由」なるものは、《空語》以外のなものでもない。
 - d) しかし、Lev·E, Lev·Lの論述の・この《虚妄》を察知することは、到底、マイア-タシのよくしうるところではなかったのである。
 - e) ア) さらにまた、既に見たとおり³⁵⁾、(Lev·Eでは、本・第十二パラグラフ、Lev·Lでは本・第十一パラグラフのあと、Lev·E, 第十五パラグ

35) 本稿・第X章。本・II——F, 前出・12)

ラフ, Lev·L, 第十二パラグラフの・各・末尾で), 「服従することにたいして,これを「拒否する自由」は,「服従にたいすることにたいする拒否」が,「至高権力が制定された目的」——「服従者・市民」の「共同の平和」の〈確保〉——を「無に帰さしめる」ことが〈ない〉場合に,「存在する」のであった。

イ) ならば, i) 上記の「目的」たる「共同の平和」を〈破壊〉し〈妨害〉する「行為」を犯したがゆえに,「有罪・死罪」の「判決を受けている」「服従者・市民」が,

ii) 「自殺せよ」, その他の・「至高権力保持者」が下す「命令」に「服従しない自由」を有するのは,

ウ) i) 「目的」を〈破壊〉する「行為」を犯した「服従者・市民」が,

ii) 「目的」を「無に帰さしめる」ことが〈ない〉ゆえに, である——という《矛盾》にはかならなくなる。

エ) この《矛盾》もまた, マイア-タシの〈想到しうるところではなかった〉。

18) さて, 同じく「第十四章」の立論が根拠とされる〈抵抗権〉の〈第二〉について, つぎのように述べられる。(Lev·E, 第十三パラグラフ, Lev·L, 第十二パラグラフ)。

Lev·E 「たとえ, 総じて人が, 自分自身が犯した罪 (a crime done by himself)について, 至高権力保持者から, ないしは, その指揮下にある官憲から, 訴問を受ける (be interrogated) にしても, その当人は, (処罰の免除の保証がなければ (without assurance of Pardon)), 罪を自供 (confesse it) するように, 拘束されることは, ない。なぜなら, (私が, 同じ [第十四] 章で示しておいたとおり), なんぴとも, 契約によっては, 自分自身の有罪を認める (to accuse himself) のように, 拘束されることは, ありえないからである」³⁶⁾。

36) Lev·E, p. 269.

Lev · L 「総じて市民が、 当の市民が犯した罪 (crīmen quod ipse cīvis commīsit [クリイーイメン・クウオド・イプセ・キイーイウィス・コムミイーイスイト]) について、 至高権力保持者から、 ないしは、 官憲から、 訊問を受ける (interrōgetur [インテルロゲトゥル]) にしても、 その市民は、 犯行の処罰の免除が与えられるのでなければ (nīsi fāctī vénia dāta [ニイスイ・ファクティー・ウェニア・ダタ]), 罪を自供するようには (fatērī crīmen [ファテーリー・クリイーイメン]), 拘束されていない。なぜなら、 以前 [第十四章で] 示されたとおり、 なんびとも、 契約によっては、 自分自身の有罪を認める (sēipsum accūsāre [セーイプスゥム・アックーサアーレ]) ように、 拘束されることは、 ありえないからである」³⁷⁾。

a) ア) 「契約によっては、 自分自身の有罪を認めるように、 拘束されることは、 ありえない」という文言は、「第十四章」の・あの論述の中には見えていないが、

イ) Lev · E, Lev · L としては、「自らの有罪を認める」ことが、〈刑罰〉(「負傷」, 「拘禁」, 「投獄」, あるいは, 「生命」の〈喪失〉) を、結果する、という意味で、この文言を、「第十四章」に用いた、としているもの、と考えられる。

ウ) おそらく、上記の理由で、Lev · E, Lev · L は、「第十四章」の論述の中に、——「なんびとも、契約によっては、自らの有罪を認めるように拘束されることは、ありえない…」——を含ましめ、

エ) すなわち、——自らの行為を自らが言明する(「自供する」)「権利」は、「契約」によって、「移譲」され〈えない〉——という立論が、「第十四章」に語られているとし、

オ) そして、この立論を、「罪を自供する」こといかんして、「至高権力保持者」に〈抵抗〉する「権利」にかかわる所論の〈根拠〉としているのであ

37) Lev · L, p. 165.

る。

b) 確かに、Lev·E, Lev·Lの所論(その対象は、現在、『日本国憲法』、『刑事訴訟法』に定めのある「黙秘権」に相当する)——「服従者・市民」は、「至高権力保持者」から「訊問を受け」ても、「罪を自供するように、拘束されることは、ない」。「罪を自供するようには、拘束されていない」とする所論は、〈成立する〉。

c) けれども、ア) このように「拘束されていない」ことは、〈抵抗権〉でも、〈なく〉、

イ) また、上の所論が〈成立する〉ことは、Lev·E, Lev·Lが述べるのとは異なって、「第十四章」の立論を〈根拠〉とするものでは、〈ない〉。

d) まず初めに、「第十四章」の立論を〈根拠〉とするものでも、〈ない〉ことの理由を挙げれば。

ア) 〈第一に〉。i) 「至高権力保持者」が「訊問」を行うことは、「至高権力」に「密着」している・「審理」・「裁判」の「権利」・「権力」の〈行使〉であり、

ii) そして、その〈行使〉は、当然、「至高権力保持者」が既に「設立」されていることを、〈前提〉としている。

iii) しかるに、「第十四章」の立論——「契約」によっては「移譲」されえない「権利」あり、とする〈留保〉の立論——にしたがえば、「各人が各人に敵対する戦争」の「原因」たる・「各人」が有している「万事にたいする権利」は、「至高権力保持者」となるに至る〈第三者〉に「移譲」〈されえない〉のであり、すなわち、「至高権力保持者」は、「設立」〈されえない〉ことになるのであった。

iv) してみれば、「至高権力保持者」の「設立」を既に〈前提〉している・「訊問」の実施、すなわち、上記の「権利」・「権力」の〈行使〉、という事柄によって、「第十四章」の立論は、〈否定〉される。

v) こうして、該当「服従者・市民」が、「訊問」を受けても、「罪を自供

するようには、拘束されていない」との所論は、「訊問」を受ける、という。その点において、はやくも、「第十四章」の立論を〈根拠〉とするものでは、〈ありえない〉ことを、明らかにするのである。

イ) つぎに、〈第二に〉。
i) 「服従者・市民」が「訊問」[…]を受けることは、「訊問」される当人の〈身柄〉が、「至高権力保持者」の有する・上記の「権利」・「権力」によって、——期間の長短を問わず、——〈拘束〉されることを、意味することは、言うまでもない。

ii) こうして、「訊問」を受ける、という一事は、「第十四章」の立論のうち、——わが身の「拘禁」に「抵抗する権利」を「手渡す」ことは、「できない」——の部分を〈否定〉するものである。

iii) この理由によってもまた、——「訊問」を受けても、「罪を自供する」には、拘束されていない」とする所論は、「第十四章」の立論を〈根拠〉とするものではない、としなければならぬ。

ウ) さらに、〈第三に〉。
i) Lev·E, Lev·Lによれば、上記のように「拘束されていない」ことは、「処罰の免除の保証」が〈ない〉ことを〈条件〉としてのみ、〈成立する〉事柄である、とされている。

ii) しかるに、この〈条件〉が付せられた理由は、

α) 「処罰」とは、「第十四章」の立論にかかわらしめて言えば、「罪」の輕重に応じて、「拘禁」、「投獄」、「生命」の〈喪失〉を、意味するものであることに、由来し、

β) そして、「罪を自供する」ことは、「処罰」を伴うものであり、したがつて、上記の「拘禁」、等々と〈同義〉である、というところにある。

iii) それゆえ、Lev·E, Lev·Lとしては、「罪を自供するように、拘束されてはいない」とする所論は、まさに、「第十四章」の・あの立論を〈根拠〉とするものである、と確言しうるかも知れない。

iv) しかしながら、再言すれば、「処罰」——それを、執行するにせよ、免除するにせよ——の「権利」・「権力」を有する「至高権力保持者」が既に「設

立」されていることは、「第十四章」の立論を〈否定〉するものであったから、

v) 依然として、上記の所論は、この「第十四章」の立論を〈根拠〉とするものでは〈ありえない〉のである。

e) 加えて、ア) i) Lev·E, Lev·L の・上掲の所論は、——逆に言えば——、「処罰の免除 (Pardon) の保証」がある、という〈条件〉のもとでは、「罪を自供するようには、拘束されていない」ことは、〈成立しない〉、——となるはずである。

ii) それゆえ、‘Pardon’なる概念は、この場合には、別件の・より重大な犯罪を「摘発」する根拠を入手するために、その犯罪に関連のある・より軽度の犯罪についての「自供」の〈内容〉を、捜査当局が知悉することが不可欠であるところから、「自供」された・後者の「罪」にたいする「処罰」を「免除」することを、意味するもの、と解さなければならない³⁸⁾。

iii) なぜなら、であればこそ、「処罰の免除の保証」がある、という〈条件〉のもとでは、当人は、「罪を自供する」ように〈拘束される〉のであり、「自供」〈しなければならない〉はずであるからである。

イ) だがしかし、——「訊問」を受けても、「罪を自供するように、拘束されとはいひない」——という所論は、

ア) i) 上掲の〈条件〉の〈有無〉に拘らず、

ii) また、「第十四章」の立論を〈根拠〉にすること〈なしに〉、〈全く別の〉〈根拠〉によって、

iii) 〈成立する〉のである。

イ) その・〈成立する〉〈根拠〉は、既に、本稿・本「第X章」・II——D,

38) ‘pardon’という制度については、明らかでないが、アメリカ合衆国で行われている・いわゆる「司法取引」(‘Plea Bargaining’)に通ずるもの、と思われる。

「司法取引」は、ある犯罪の被告発者が、検察官による・なにらかの約束と交換に、当該犯罪を自供する措置であって、検察官にとっては、裁判の負担と遅延とを回避する、という利点を、有する。

20), 21) に述べられた³⁹⁾。

ウ) その〈根拠〉を、あらためて詳述すれば、以下のとおりである。

i) 「処罰の免除」の〈有無〉に拘らず、「罪」にたいして「処罰」が存在する、ということは、「罪」が、そのものとしては、「処罰」に〈値する〉ものであることを、告げているにほかならない。

ii) かかる「罪」とは、「国家」と「至高権力保持者」とが「設立」される「目的」である・「服従者・市民」の「共同の平和」を、〈破壊〉し・〈妨害〉する「行為」である。

iii) してみれば、「罪」を犯した・いずれかの「服従者・市民」は、根本にあっては、「国家」と「至高権力保持者」とを上記の「目的」のために「設立」する・あの「契約」を「遵守」〈してはいない〉のであり、

iv) その意味で、「第三の・自然に基づく法」に違反して、「不正義」を犯しているのである。

v) 「罪を自供する」とは、「至高権力保持者」が行う「裁判」によって「罪」とされる・自らの「行為」を、自らが、上記の意味で「不正義」である、と〈判定〉することである。

vi) しかしながら、「各人が各人に敵対する戦争」という「自然のままの身の上」には、「正義」も「不正義」もなく、したがって、それらの「観念」も、「観念」を「表示」する「名辞」も、存在しないのであった。

vii) それゆえ、「各人」が、その「身の上」にあって、自らの「行為」を、自らが、「不正義」である、と〈判定〉することは、〈生じえない〉。

viii) 〈生じえない〉事柄にたいしては、「各人」は、「自然に基づく権利」を有することは、〈できない〉。

ix) 換言すれば、自らの「行為」を、自ら、「不正義」である、と〈判定〉することは、「各人」がもつ「万事にたいする権利」の中に含まれることは、

39) 「経済と経営」。第22卷・第4号。1992年3月。231-237ページ。

〈ありえない〉のである。

x) そこで、「国家」と「至高権力保持者」との「設立」にあたって、「各人」の「万事にたいする権利」・「自然に基づく権利」が、「至高権力保持者」となるに至る〈第三者〉に「移譲」される時にも、

xi) 自らの「行為」を、自ら、「不正義」である、と〈判定〉することが、
「権利」として「移譲」されることは、〈ありえない〉。

xii) ということは、上記・vii) の・「自然のままの身の上」にあって、「各人」が、自らの「行為」を、自ら、「不正義」である、と〈判定〉することは、
〈生じえない〉という事態は、

xiii) 「国家」と「至高権力保持者」とが「設立」され、「各人」が「服従者・市民」となってもなお、

xiv) 〈存続する〉、ということである。

xv) この〈存続〉が、——「至高権力保持者」から「訊問」を受けても、「服従者・市民」は、「罪を自供するように、拘束されてはいない」——ということなのである。

エ) i) したがって、「罪を自供するように、拘束されてはいない」とは、
実は、自らが、自らの「行為」を、「不正義」である、と〈判定〉することが、
〈できない〉ことにはかならず、「罪を自供する」ことが、〈できない〉という
以外のものではない。

ii) それゆえ、「罪を自供する」ことを〈しない〉のは、当人の「意志」に
発する〈抵抗〉ではなく、「罪を自供する」ことが〈できない〉・その〈不可
能〉である。

オ) こうして、上記のように「拘束されてはいない」とする所論は、「至高
権力保持者」にたいして「服従者・市民」が、「罪を自供する」ことを「拒否」・
「拒絶」する「権利」・〈抵抗権〉を有することを、語るものでは、〈ない〉。

カ) i) 当人の「行為」が、「至高権力保持者」の「制定」にかかる「規準」
たる「国家法」、すなわち、「服従者・市民」「各人」として「知っている」べ

き「規準」——「いかなることを、合法に、行いうるか、いかなることは、合法には、行いえないか」の「規準」——に、違反しているか、否かにつき、「審理」・「裁判」を行い、その結果、「罪」として〈判定〉し・「有罪」の「判決」を下すのは、ひとり、かかる「権利」・「権力」をそなえた「至高権力保持者」のみである。

ii) だが、その「至高権力保持者」にしても、自らの「行為」を、自ら「不正義」である、と〈判定〉することの〈不可能〉な当人にたいして、自分は、自分が「知っている」べき「規準」・「国家法」に、違反した、と〈判定〉させること、すなわち、「罪」を「自供」〈せしめる〉ことは、〈不可能〉である。

iii) なぜなら。前述・ウ), iii), iv) のとおり、「不正義」ならざる「罪」は、存在せず、「罪」は、すべて、「不正義」に発し、すなわち、「共同の平和」に敵対する「罪」とは、この「平和」を「目的」とする「国家」を「設立」する（他の「服従者・市民」「各人」と交した）「契約」の〈内容〉を「履行」〈しない〉、という「不正義」であるが、

iv) しかし、この「不正義」を自らが〈判定〉することは、〈不可能〉であり、

v) それゆえ、その〈不可能〉は、「国家法」にたいする違反・「罪」を自らが〈判定〉することの〈不可能〉であって、

vi) これが〈不可能〉である当人に、〈不可能〉な〈判定〉を行わしめ・つまり、「罪を自供」〈せしめる〉ことは、〈不可能〉である——からである。

vii) それゆえ、「至高権力保持者」が「有罪と判決」し「処罰」を行うのは、当人の「罪の自供」以外に、基づくものでなければならない。

キ) 以上によって、「処罰の免除」という〈条件〉が存在する場合にも、「服従者・市民」は、「罪を自供するように、拘束されてはいない」のである。

ケ) Lev·E, Lev·L が、上掲の所論の中に、「処罰の免除の保証」の〈有無〉という〈条件〉を加えたのは、当時に既に行われていた・犯罪捜査のための技術にかんがみてのことであろうが、《論理上》は《過誤》である。

19) a) ア) マイア-タシは、Lev・E, Lev・Lの・上掲の所論を、〈ホブズによる「抵抗権」容認〉論の証拠の一つと見るのであるが、しかし、ただ、「加えるに、しかも、市民は、わが身を危害にさらす自供を行うようには、…契約によって、拘束されてはいないのである」⁴⁰⁾と述べるにとどまり、

イ) この所論が〈成立しうるか、否か〉については、なんらの吟味も加えては《いない》。

b) さらに、「拘束されてはいない」ことの〈条件〉たる「処罰の免除の保証がない」という事柄については、

ア) 「この拒絶権も、時には、失われることもありうるのであって、失われるものは、別件の犯行の摘発のため、自供当事者にたいし、予め、刑の免除が保証されたことに、よるのである。なぜなら、わが身を危害にさらすことが消失すれば、それとともに、身に迫る危険を防止することにたいする権利もまた、消失するからである」⁴¹⁾と、《平板きわまりない》叙述を行うにとどまって、

イ) Lev・E, Lev・Lが、この〈条件〉を付したことの《論理上の誤謬》には、《全く気付いていない》のである。

20) ところで、本稿・前出・12) に見たように、Lev・Eは、第十五パラグラフ (Lev・Lは、第十二パラグラフ) を、——「服従することにたいする…拒否が、至高権力が制定された目的を無に帰さしめる」という「ことがなければ、拒否する自由は、存在する」(Lev・E) —— という所論で閉じたのをうけて、Lev・Eは、次・第十六パラグラフで、Lev・Lは、次・第十三パラグラフで、つぎのように述べている。

Lev・E「この根拠に基づけば、兵士として外敵に対抗して戦闘することを命じられた者による・命令の拒否を、至高権力保持者は、死を以て処罰する

40) op. cit. S. 88.

41) op. cit. ; loc. cit.

に充分な権利を有しているにせよ、にも拘らず、かかる者は総じて、多くの場合に、命令を拒否することを許されているのであって、その拒否は、不正義を伴わないことになる。例えば、当人が、自分の身代りとして、兵士たるに足りる人物を立てる場合が、これである。なぜなら、こうすれば、当人は、カマン・ウェルスが課している責任 (the service) を、放棄するわけではないからである。…」⁴²⁾。

Lev·L 「それゆえ、総じて人が、共同の外敵に対抗して戦闘することを命じられる場合、当人が命令を拒否することがあるとすれば、至高権力保持者には、その者を処罰する権利が欠如してはいないにしても、しかし、その者は、時としては、命令を拒否することができるのであって、その拒否は、不正義を伴わないものである。例えば、当人が、自分に劣らず有能な・別の兵士を、身代りとする場合が、これである。なぜなら、その場合には、当人は、国家にたいする義務を背いて国家を見棄てているわけではないからである。…」⁴³⁾。

a) しかし、上掲の所論は、《成立しえない》。なぜなら、

ア) i) <ひとり> の「服従者・市民」に「許されている」事柄、「できる」事柄——すなわち、「兵士たるに足りる人物」、「自分に劣らず有能な兵士」を「身代りとして」「立てる」ことを〈条件〉に、敵軍と「戦闘」せよ、との「命令」を「拒絶」すること——は、<あらゆる>「市民」に「許されている」。

ii) それゆえ、「拒絶」せんとする「市民」が「身代りとして」「立てる」「人物」もまた、上記の〈条件〉のもとでならば、「拒絶」することを「許されている」。

イ) i) このところから、論理的に帰結するのは、「身代り」を「立てる」ことが、「服従者・市民」の間を、〈次ぎつぎに転化されていく〉ことであり、

42) Lev·E, p. 269.

43) Lev·L, p. 166.

ii) そして、それは、「国家」にたいする「責任」・「義務」が、「服従者・市民」の中を〈通過〉していくことであって、

c) とりもなおさず、ア) 「身代り」が〈存在しない〉ことであり、したがって、

イ) カマン-ウェルス・「国家」が「課している」・「戦闘」の「責任」、この・「国家」にたいする「義務」を、〈あらゆる〉「市民」が「放棄すること」であり、「国家を見棄てる」ことであるからである。

21) つぎに、Lev·E, Lev·Lは、各・同一パラグラフで、「戦闘」の「命令」にたいする「拒否」が「許されている」ことの・〈第二〉の〈条件〉を、挙げる。

Lev·E 「さらにまた、生来の怯懦ゆえの許容は、婦人にたいしてのみでなく、(婦人には、こうした・危険を伴う義務の遂行は、期待されていない)、また、婦人なみの勇気しかそなえていない男子にたいしても、与えられなくてはならない」⁴⁴⁾。

Lev·L 「加えるに、ある種の人々の・生来の怯懦ゆえに、ある権力〔戦闘命令拒否にたいする処罰権力〕が、至高権力 (súmmum jús [スゥムムウム・ユウース]) から、除去されなければならない。その・生来の怯懦とは、かくも危険な責務がいささかも期待されない婦人のそれであるばかりでなく、性根が女々しい男子のそれもある」⁴⁵⁾。

a) しかし、この立論は、《粗雑》である。

ア) なぜなら、i) 「至高権力」からの・「戦闘」の「命令」の「拒否」を「許容」される口実たる・「生来の」「怯懦」を、

ii) 〈誰〉が、

iii) 〈なにを規準〉に、

44) Lev·E, p. 270.

45) Lev·E, p. 166.

iv) <判定> するかが、示されていないからである。

イ) また、 i) 「国家」にたいする「責任」・「義務」であるにしても、「外敵」との「戦闘」は、「死」にたいし「自然本性」として抱かれる・「恐怖」の「情念」と <不可分離> である。

ii) この「自然本性」たる「恐怖」と、「生来」の「怯懦」とは、いかにして、<識別> されるのであるか。

b) この点が <確定されぬまま> であれば、

i) <すべて> の「婦人」が、「婦人」としての <自然本性> によって、「戦闘」の「命令」の「拒否」を「許容」されるのとひとしく、

ii) <ほとんどすべて> の「男子」も、この立論によって、「命令」の「拒否」を「許容」されることになる。

22) さらに、上記・21) と同じ理由による・<敵前逃亡>・<戦闘回避>についての・つぎの立論が、現われる。

Lev·E 「軍隊が相戦う時には、いずれか一方の側に、ないしは、双方の側に、逃亡が生ずる。とはいえ、逃亡者が、寝返り (treachery) によってではなく、恐怖 (fear) によって、逃亡する場合には、その者たちは、不正に (unjustly) 逃亡したとは、見做されず、不名誉にも (dishonourably) 逃亡した、と見做される。同じ理由 [恐怖] によってであるならば、戦闘を回避することは、不正義ではなく、腰抜け (Cowardise) である」⁴⁶⁾。

Lev·L 「会戦が行われれば、いずれは、どちらかの側から、逃亡が起こる。けれども、逃亡が、裏切り (perfídia [ペルフィディア]) からではなく、恐怖 (métus [メトゥス]) から、生ずる場合には、それは、不正ニ (injústē [インユウーステー]) 逃亡する、とは言われず、醜態なことに (tūrpiter [トルピテル])、ないしは、不名誉にも (inhónestē [インホネステー]) 逃亡する、と言われる。同じ理由 [恐怖] によって、総じて人が、会戦を回避しようと

46) Lev·E, p. 270.

努めるならば、それは、不正 (*injūstitia* [インユウースティツィア]) ではなくて、腰抜け (*ignāvia* [イーグナーウィア]) である」⁴⁷⁾。

a) この立論は、《無意味》である。

ア) なぜなら、i) 「戦闘」が齎す「死」にたいして「恐怖」の「情念」を抱くのは、再言すれば、人間の「自然本性」である。

ii) しかし、であるからといって、「恐怖」に発する〈敵前逃亡〉・〈戦闘回避〉が、たんに「不名誉」・「醜態」であるにすぎず、「不正」〈ではない〉、とするならば、

イ) 換言すれば、「恐怖」の「情念」を、プラトオーンの言う・〈雄々しさ〉の「情念」によって克服し「戦闘」の「命令」に〈服従すること〉をしなくとも、「不正」〈ではない〉とするならば、

b) 「国家」の「服従者・市民」の「平和」を、「外敵」にたいして「防衛」することは、もはや、〈不可能〉となるからである。

23) a) 上掲・21), 22) の・Lev・E, Lev・Lの立論が、いずれも、「外敵」にたいし「国家」の「服従者・市民」の「共同の平和」を「防衛」することは、〈不可能〉であることに、帰着するのは、

b) ここに言われる・「戦闘」の「命令」にたいする「拒否」が、〈抵抗権〉に基づくもの〈ではない〉ことを、意味している。

c) なぜなら、「外敵」にたいし「共同の平和」を「防衛」せしめえない〈抵抗〉——すなわち、「至高権力」が「制定」される「目的」を「無に帰せしめる」ような「服従にたいする拒否」——は、「存在しない」、すなわち、その「服従」を「拒否」することは〈できない〉、とされていたからである。

24) a) ところで、自らの「意志」によって「至高権力保持者」の「命令」する兵役に就いた、と見做される「行為」をとる「服従者・市民」は、「怯懦な本性」、ないし、「戦闘」が齎す「死」にたいする「恐怖」を理由に、「戦闘」

47) Lev・L, p. 166.

の「命令」を「拒否」することも、〈戦線離脱〉をすることも許されず、「命令」に〈服従するように〉、「拘束される」。

b) なぜなら、「意志」に基づいて「戦闘」の「命令」に〈服従〉したもの、と見做される者は、「怯懦な本性」ないし「恐怖」によって、「命令」を「拒否」することは、しない、と見做されるからである。

c) この意味をこめて、つぎのように言われる所以である。

Lev·E 「けれども、自分から進んで兵籍に登録し (inrowleth himselfe a Souldier), ないしは、前払い兵士給 (imprest money)⁴⁸⁾ を受領した者は、怯懦な本性という言い逃れを、失う。そして、戦闘に参加するように、拘束されるにとどまらず、指揮官の許可がなくては、戦闘から離脱しないように、拘束されるのである」⁴⁹⁾。

Lev·L 「けれども、兵籍への登録に同意する者は、生来の怯懦という言い逃れを、失い、すなわち、会戦に突進するように、拘束されるにとどまらず、指揮官の意に反して逃亡することのないように、拘束されるのである」⁵⁰⁾。

d) しかし、上掲の立論は、——裏面から言えば、——ア) 「服従者・市民」は、「自分から進んで兵籍に登録」することを「拒否」する「意志」、「前払い兵士給」を受領することを「拒否」する「意志」、

イ) すなわち、「戦闘」の「命令」に〈服従する〉ことを「拒否」する「意志」を、有していること、

48) ‘imprest money’ とは、OEDによれば、‘advanced pay of soldiers, or sailors’(1568年文書、1570年文書)とある。‘imprest’なる語は、イタリア語の‘impresto’, ‘imprestito’ (=‘advanced’) に由来する中世のラテン語‘imprestâre’ ([イムプレスタアーレ] =‘lend’. 16世紀) から発し、‘lend’, ‘loan’, ‘advance’, ‘paid in advance’の類縁語であり、原義は、‘public, official money’であるが、上記のように用いられるに至ったものである。(Second ed. Vol. VII. p. 743. col.2)。

49) Lev·E, p. 270.

50) Lev·L, p. 166.

ウ) したがって、上記の「命令」に〈服従する〉ことを「拒否する自由」を有していることを、語っているものである。

エ) その意味で、この立論もまた、前出・21), 22) に見た立論と、〈ひどい〉のである。

エ) そこで、ア) のように、「戦闘」の「命令」に〈服従する〉ことを「拒否する自由」が存在する以上、

イ) 「意志」によってこの「命令」に〈服従〉するがゆえにこの「命令」に「拘束される」者が、

ウ) 「国家」の「服従者・市民」の「共同の平和」を、「外敵」から「防衛」するに〈充分な数〉に達する、という保証は、〈存在しない〉のである。

エ) とすれば、かかる場合に、「死」にたいする「恐怖」の「情念」は、「秤量」を経て、むしろ、「命令」への〈服従〉を「拒否」する「意志」に転ずることが、人間の「自然本性」である。

エ) してみると、ア) 上掲・21), 22), 23) の立論における、「戦闘」の「命令」にたいする〈服従〉の「拒否の自由」は、いずれも、

イ) 「国家」の「設立」を、「無に帰さしめる」ものであることになる。

エ) それゆえ、上記・エ) からは、ア) 「戦闘」の「命令」への「服従にたいする拒否」・「拒否の自由」(〈抵抗権〉) が〈帰結する〉ことは、〈ありえない〉のである、

イ) 〈帰結する〉のは、ひとり、「服従」にたいして「拘束される」ことのみである。

なればこそつきのように述べられなくてはならないのである。

Lev・E 「しかしながら、カマン-ウェルスの防衛 (Defence) が、武器を執る能力のある者すべての援助 (the help of all that are able to bear Arms) を、同時に要求する場合には、各人 (every one) が、拘束される (is obliged)。なぜなら、拘束されなければ、カマン-ウェルスを維持する意志 (purpose) もなく、ないしは、維持する勇気 (courage) もないのであるから、

カマン-ウェルスの設立は、無駄であったことになるからである」⁵¹⁾。

Lev·L 「しかしながら、国家の防衛 (*dēfēnsio* [デーフェーンスィオ]) が、あらゆる市民の・同時かつ一挙の援助を要求する場合には、武器を執る能力をそなえている市民 (*qui árma gestāre pōtest* [クワイー・アルマ・ゲスタアーアレ・ポテスト]), ないしは、勝利のためには、いかに些細であれ (*quantulumcūnque* [クゥアントゥルムクウンクウエ]), なにらかの貢献をする能力をそなえている市民は、ひとりひとりの・ことごとくが (*ūnusquīsque* [ウゥーヌスクウイスクウエ]), 兵役 (*militia* [ミーリツィア]) に、拘束されるのである。なぜなら、拘束されなければ、市民は、国家を維持する意志もなく (*nōlunt* [ノオールウント]), ないしは、維持する勇気もない (*nōn audent* [ノオーン・アウデント]) のであるから、国家の設立は、無駄であったことになるからである」⁵²⁾。

g) 上掲の立論の論旨は、—— ア) 「外敵」に対抗する「戦闘」が、いかに、「国家」の成員たる「服従者・市民」にとり、「国家」の「設立」の「目的」たる「共同の平和」の〈確保〉に、〈不可欠〉であるにしても、

イ) しかし、i) 既に見たとおり、「生来の怯懦」、「死」にたいする「恐怖」、「戦闘」の「命令」への「服従」の「意志」の〈欠落〉のゆえに、

ii) その「命令」にたいする「服従」を「拒否する自由」が、〈容認〉される、とするのであれば、

ウ) それは、「服従者・市民」が、「外敵」にたいし「国家」を「維持」する「意志」、「勇気」をそなえていないことに、ほかならないのであるから、

エ) 「戦闘」の「命令」への「服従」・「兵役」に「拘束される」ことがなくては、

オ) 「服従者・市民」の「共同の平和」の〈確保〉を「目的」に、「国家」

51) Lev·E, p. 270.

52) Lev·L, p. 166.

を「設立」したことも、「無駄」になる——というところにある。

h) すなわち, Lev·E, Lev·Lは, この立論によって, それまでに〈容認〉してきた・「戦闘」の「命令」にたいする「服従」を「拒否する自由」を, 〈ことごとく〉, 自ら《否定》したのである。

i) ここで, Lev·E, Lev·Lが, i) 「武器を執る能力のある者すべての援助」が, 「同時に」要求される「場合」(Lev·E), 「あらゆる市民の・同時かつ一挙の援助」が要求される「場合」(Lev·L) という〈限定〉を付したことは, 《無意味》である。

なぜなら, 「カマン-ウェルス」・「国家」の「設立」を「無駄」に〈しない〉「防衛」は, 〈常に〉, 上記の「援助」が「要求される」「防衛」であるからである。

ii) 加えれば。「武器を執る能力のある者すべての援助」(Lev·E), 「勝利のためにには, いかに些細であれ, なにらかの貢献をする能力のある者すべての援助」(Lev·L) という文言は, Lev·E, Lev·Lが, ——先行する見解をひるがえして, ——プラトオーンが, 『国政』にあって, 「ポリス」の「護衛者」の中に, 「婦人」をも加えているのに, 傲っていることを, 示すものであるかも知れない。

j) ところで, 上掲の・Lev·E, Lev·Lの所論について, マイア-タシは, 以下のように記している。

「服従拒否が, ある情況のもとでは, 国家の目的を危くする場合, 基本裁定は, 国家に味方して, 至高権力保持者の命令にたいする反抗は, いかなるものであれ, これを禁止する。とはいへ, 服従拒否が, この基本裁定に抵触しなければ, 市民にとっては, わが身に危害を及ぼし, ないしは, 不名誉を齎す命令を逃れることができるが, 自由裁量に委ねられている。このことの例として, ホブズは, たとえば兵役拒否を, 挙げている。國家の維持が, 情況により, 戰争を以てする防衛を, 緊急に必要とする場合には, 原則としては, 服従者は, 兵役を拒否する権利を, 有しない。だが, 会戦なるものは, 日曜日午後

の娯楽ではないのを常とするのであるから、市民の・原契約に基づいた服従義務は、おそらく、市民の・生来の・かつ・法の及ばない・死にたいする恐怖との葛藤に、入る。この葛藤の解消は、上に略記した・財の価値優先(Güterabwägung)から、生ずる。すなわち、該当する市民が、自分に劣らず有能な代替要員を立てれば、その市民は、兵役にとって不必要となり、武器を執れ、とする要請を、正当に無視することができる。

このような・牧歌的気分を催さしめる対案は、もとより、普遍兵役義務をとる・近代の行政国家にあっては、疾うの昔に、現実性を失ってしまっている。ホブズにとってもまた、確かに、第一に重要であったのは、ごく狭められた・自由の範囲を超えては、國家の維持が、市民の行動の自由の・唯一の規準たらざるをえない、という原理の提示であった。ホブズによって示された対案の妥当性が、限定されたものであることは、ホブズも既に強調していたところである。》カマン-ウェルスの防衛が、武器を執る能力のある者すべての援助を、同時に要求する場合には、各人は拘束される。なぜなら、拘束されなければ、人々は、カマン-ウェルスを維持する意志もなく、ないしは、維持する勇気もないのであるから、カマン-ウェルスの設立は、無駄であったことになるからである《。」⁵³⁾。

ア) しかしながら、i) 「代替要員」を立てることにより、「戦闘」の「命令」にたいする「服従」への「拘束」を免除される、とする・Lev·E, Lev·Lの所論をして、„Das Güterabwägungsprinzip“——すなわち、「法的に保護されている・価値のより高い財を、紛糾事態の場合、価値のより少ない財に、優先せしめる、という原則」(例えば、「超法規的緊急事態」のさいの)——の事例と解するのは、《失当》である。

ii) なぜなら、この「原則」によれば、本稿で述べたのと同じく、「代替要員」の〈連續した転化〉が生ずるのであって、

53) op. cit. S. 89.

iii) それは、「代替要員」が〈存在しない〉ことに、〈ひとしい〉からである。

イ) さらにまた、マイア-タシが引用している・Lev・Eの論述は、

i) 「ホブズによって示された対案 [——「生来の怯懦」、「死」にたいする「恐怖」を理由とする・「戦闘」の「命令」にたいする「服従」の「拒否」——] の妥当性」が、「国家の維持」にとって、「限定されたものである」、すなわち、〈有効でない〉、ということを、「強調」しているのでは〈ない〉のであって、

ii) マイア-タシ自身が挙げていた・「服従義務」と「死にたいする恐怖」との「葛藤」を「解消」するのは、——あの「財の価値優先」ではなくて、——「国家」の「設立」を〈無意味〉たらしめないための・「至高権力保持者」の「命令」にたいする「服従」への「拘束」である、ということを語っているのである。

ウ) 以上のようにして、i) 「財の価値優先原則」が成立しえない以上、マイア-タシも〈否定することができない〉のは、

ii) 「国家」の「目的」である・「服従者・市民」の「防衛」のためには、「至高権力保持者」が発する・「戦闘」の「命令」に「服従」することを「拒否する自由」は、「存在しない」、「兵役」にたいする〈抵抗権〉は、立論しえない、——ということである。

25) さて、つぎに、Lev・Eは、第十七パラグラフの、Lev・Lは、第十四パラグラフの、それぞれ冒頭で、まず、つぎのように述べている。

Lev・E「なんびとといえども、その他人が、有罪とされた者であるにせよ、罪に無縁の者であるにせよ、他人を防衛するために、カマン-ウェルスの剣[武力]に抵抗する自由を、有してはいない。なぜなら、かかる自由は、至高権力保持者から、私たちを防衛するための手段(the means)を、削り取る(takes away)ものであるからであり、そして、それゆえ、統治(Government)の本質そのもの(the very essence)を、破壊するものであるからである⁵⁴⁾。

54) Lev・E, p. 270.

Lev·L 「その他人が、処罰されるべき者であるにせよ、処罰に縁のない者であるにせよ、他人の利益のために (alterius cāusā [アルテリイーイウス・カウサー]), 国家の武力に反抗して、防衛の武器を執る自由は、なんぴとも、ない。なぜなら、かかる自由は、至高権力保持者から、市民を防衛するための手段 (mēdia [メディア]) を削り取る (āufert [アウフェルト]) ものであるからであり、また、国家の本質そのもの (ípsa esséntia [イプサ・エッセンツィア]) を、破壊するものであるからである」⁵⁵⁾。

a) 上掲の所論の〈前半〉については、以下の論拠を挙げれば足りる。

ア) i) その「他人」が「有罪とされた者」であり「処罰されるべき者」である場合には、その「他人」を、「カマン-ウェルス」・「国家」の「武力」に「抵抗」し「反抗」し、「武器を執る」ことによって「防衛」することは、「不正義」であるゆえに、

ii) 「防衛」する「自由」は、当初から〈存在しない〉のであるから、

iii) 「他人」を「防衛」する「自由」は、当然、〈存在しない〉のである。

イ) また、i) その「他人」が「罪に無縁の者」・「処罰に縁のない者」である場合には、

ii) その「他人」を「防衛」することは、〈不必要〉である。

iii) すなわち、この場合、その「他人」を「防衛」する〈理由〉は、〈存在しない〉。

iv) 「防衛」する〈理由〉が〈存在しない〉場合に、「防衛」する「自由」は、これまた当然、〈存在しない〉のである。

b) しかしながら、ア) 「他人」と〈自分〉とは、ひとしく、「服従者・市民」である。

イ) してみれば、i) 「有罪とされた者」であるにせよ、「罪に無縁の者」であるにせよ、「他人」を、〈自分〉が「防衛」する「自由」を、〈自分〉は〈有

55) Lev·L, p. 166.

しない〉、ということは、

- ii) イ) 〈自分〉は、〈自分〉を含めて、〈いかなる〉「服従者・市民」をも「防衛」する「自由」を、〈有しない〉、ということに、帰着する。
- c) それゆえ、上掲の所論は、ア) 「他人」について、のものであるべきではなく、「各人」「自ら」について、のものであるべきであり、
 - イ) すなわち、〈なんぴとといえども、自分が、有罪とされた者である場合に、自分を防衛するために、カマン-ウェルスの剣[武力]に抵抗する自由を、自分は、有していない。なぜなら、…〉、とされるべきであった。
 - ア) その理由は、以下のところにある。
 - i) 「自然のままの身の上」にあっては、「各人」は、「自ら」を「防衛」するためには、「万事にたいする権利」を有し、かつ、その「権利」を「行使」する。
 - イ) i) 「国家」の「設立」以後にあっては、「各人」の・上記の・「自ら」を「防衛」するための「万事にたいする権利」を「行使」するのは、この「行使」の「全面的代行者」としての「至高権力保持者」である。
 - ii) なぜなら、「各人」は、その「権利」の「行使」の「全面的代行権」を、「至高権力保持者」に「委譲」してしまったからであり、自らはくもはや有していないからである。
 - ウ) それゆえ、i) 「カマン-ウェルスの剣 [武力]」・「国家の武力」とは、ii) 「至高権力保持者」が、自らに「全面的代行権」を「委譲」した「各人」の「自ら」を「防衛」するための・「万事にたいする権利」を、iii) 「全面的代行者」として「行使」することに、ほかならない。――
 - d) さらに、以上から、つきの事柄が、帰結する。
 - ア) i) 「服従者・市民」の「なんぴとといえども」、〈自分〉が、「国家法」にしたがって「有罪とされた者」である場合、〈自分〉を「防衛」するために、「カマン-ウェルスの剣 [武力]」・「国家の武力」に「抵抗」し「反抗」して「武器を執る」ことは、

ii) とりもなおさず、「至高権力保持者」が行使する「武力」すなわち、「私たち」・〈自分〉を含む「服従者」を「防衛するための手段」、「市民を防衛するための手段」——再言すれば、「各人」が有していた・〈自分〉を「防衛」するための「万事にたいする権利」の・「全面的代行者」としての「行使」——に、

iii) 〈自分〉が〈もはや有してはいない〉・〈自分〉を「防衛」する「権利」のために、「抵抗」・「反抗」・〈妨害〉を、加えることであり、

iv) Lev·E, Lev·Lの表現のように、上記の「手段」ないし「行使」を、その「抵抗」・「反抗」・〈妨害〉の分だけ、「削り取る」ことである。

イ) そして、その〈妨害〉、「削り取り」は、——規模の大小を問わず、——「各人」が「国家」を「設立」するのは、〈自分〉を「防衛」することを「目的」とする、という「国家の本質」を「破壊」する (Lev·L), 《矛盾》であり、「至高権力保持者」とは、「各人」の・〈自分〉を「防衛」する「万事にたいする権利」を「全面的代行者」として「行使」する存在である、という「統治の本質」を「破壊」する (Lev·E) 《矛盾》である。

ウ) すなわち、〈自分〉は、「有罪とされた者」である場合には、

エ) ——〈自分〉を「防衛」するために、「カマン-ウェルス」・「国家」の「武力」に「抵抗」し「反抗」して、「武器を執る」——ということを、〈しない〉のが、

オ) 〈自分〉を「防衛」する、という「国家の本質」を保全することであり、「至高権力保持者」に表現される「統治の本質」を傷けないことである。

e) ア) 前掲の・Lev·E, Lev·Lの所論は、以上のようにあるべきであつたし、

イ) また、そうであることによって、本稿・次・26) に見る論述に連繋するものとなる。

f) マイア-タシは、その著述の『第二部。抵抗権』の「2. 自己防衛の

権利」(„2. Das Recht auf Selbstverteidigung“)の「C. 防衛権の端緒、範囲および限界」(„C) Ansatz, Ausmaß und Grenzen des Verteidigungsrechtes“)・「bb) 集団的自己防衛?」(„bb) Kollektive Selbstverteidigung?“)の第三パラグラフで、本・25)の冒頭に引用した・Lev·Eの叙述のうち、「なんびとといえども、…抵抗する自由を、有してはいない」の部分を挙げたのち、

ア) 「この言明を、それのみを切り離して評価することは、集団的自己防衛の正当性を、疑問視せしめずにはおかないのであろう。しかしながら、ホブズが、上掲の引用文のうちに置いている正当化 [本稿・次・26)を、参照されたい] は、まさしく、ホブズが、上掲の場合に、結局は、なんらかの・通常の緊急救助の事態を、想定していたことを、認識せしめるものである。ホブズが、至高権力保持者からの攻撃に対抗して、第三者たる他人を防衛することを、禁止しているのは、》なぜなら、かかる自由は、至高権力保持者から、私たちを防衛する手段を、削り取るものであるからであり、そして、それゆえ、統治の本質を、破壊するものであるからである《。こうして、緊急援助は、それが、レヴィアーテンを弱体化せしめ、また、それと同時に、レビアーテンの防衛機能を侵害するのであろうがゆえに、許されてはならないのである」^{55·a)}、と述べている。

イ) しかし、i) Lev·E, Lev·Lが、「他人」を「防衛」するために、「カマン-ウェルス」・「国家」の「武力」に「抵抗」し「反抗」して「武器を執る」、と述べていることは、マイア-タシの——「他人」を「防衛」することは、「通常の緊急救助の事態を、想定していた」、——とする解釈とは、《相容れない》ことを明らか示している。

なぜなら、「他人」・〈同僚服従者・市民〉のためにする「通常の緊急救助」が、対「国家」の〈武力〉行使を必要とすることは、ありえないからである。

55· a) op. cit. S. 98.

ii) それゆえに、マイア-タシが、上記の叙述の〈直後に〉、Lev·E の論述に追随して、「緊急救助」は、「リヴァイアサン」を「弱体化せしめ」、「同時に」、「リヴァイアサン」の「防衛機能を侵害する」、と述べていることは、《支離滅裂》と言うほかはない。

iii) なお、マイア-タシは、——上掲につづく第四パラグラフにあってであるが、——「ところで、他人を防衛することは、同時に、本質上は、自己防衛であるのであるから、他人を防衛することは、正当なものと見做されることができる」^{55·b)}としている。

iv) しかし、本稿・前出・b)-d)で分析したとおり、「他人」を「防衛」するためにも、「自己防衛」のためにも、「カマン-ウェルス」・「国家」の「武力」に「抵抗」し「反抗」して「武器を執る」ところの「自由」が〈存在しえない〉以上、

v) 「他人を防衛することが、同時に、本質上、自己防衛である」、とする論が、《無意味》であることは、明らかであり、

vi) また、「他人を防衛することは、正当なものと見做されることができる」、と語るのは、《妄言》である。

26) ところで、Lev·E, Lev·L は、上掲の所論に関連して、つぎの問い合わせを、提起する。

Lev·E 「けれども、おびただしい数にのぼる者たち (a great many men) が、期せずして一斉に、既に、不正にも (unjustly), 至高権力に抵抗してしまっている場合、ないしは、なにらかの大罪を犯してしまっており、それへの報復として、その者たちの・ひとりひとりが、死刑を予想している場合、その時、この者たちには、互いに連合する自由、また、互いに援助し合う自由、互いに防衛し合う自由が、あるであろうか」⁵⁶⁾。

55· b) op. cit. S. 99.

56) Lev·E, p. 270.

Lev・L 「とはいえ、多数の者 (múlti [ムウルティー]) が、期せずして一時に、国家の至高権力保持者に反抗して、ある大罪を犯してしまっており、その大罪ゆえに、その者たちとしては、自らを防衛するのでなくては、死刑を予想することになる場合に、誰か人あって、その者たちには、協力して、互いに自己防衛し合う自由があるか、否か、と問うとすれば、いかに答えるべきであろうか」⁵⁷⁾。

a) この問い合わせにたいし、Lev・E, Lev・L は、ア) 「その者たち」には、かかる「自由」<あり>, とし、イ) そして、それの<根拠>を、つづいて、つぎのように述べるのである。

Lev・E 「言うまでもなく、その者たちには、その自由がある。なぜかといえば、その者たちは、もっぱら (but), 自分の生命を防衛している (defend their lives)だけのことであって、自分の生命を防衛することは、罪に無縁な者が、することを許されている (may) のとひとしく、有罪とされた者もまた、することを許されているからである。なるほど、これらの者が負うている義務に最初に違反したこと (the first breach of their duty) の中には、不正義 (injustice) があった。その者たちが武器を執ったことは、身を破滅から保全する (maintain) ことであるとはいえ、最初の違反から直ちに帰結するもの (subsequent) であって、なんら、新しい・不正義の行動ではない (no new unjust act) のである。そして、武器を執ることが、ひたすら (onely), 自分たちの身柄を防衛するためのものであるならば、武器を執ることは、毛頭、不正義ではないのである (not unjust at all)」⁵⁸⁾。

Lev・L 「言うまでもなく、その者たちには、その自由がある。なぜなら、その者たちは、もっぱら (tántum [タントゥム]), 自分たちの生命を防衛しているだけのことであるからである。自分の生命を防衛することは、処罰に

57) Lev・L, pp. 166–167.

58) Lev・E, p. 270.

縁のない者にも、処罰されるべき者にも、ひとしく、許されている (līcet [リケト])。確かに、責務に最初に違反したこと (officiū violātio prīma [オッフィキイイー・ヴィオラアーツィオ・プリイーイマ]) は、不正義 (Injūstītia [インユウースティツィア]) であった。しかしながら、そののち、自らを防衛するために武器を執ったことは、新しい罪ではないのである」⁵⁹⁾。

b) すなわち、まず、前掲の〈設問〉は、つぎのものである。

ア) 「多数」にのぼる服従者・市民が、最初は、「期せずして一斉に、一時に」、「至高権力保持者」に、「不正にも」「抵抗」し、「ひとりひとり」に「死刑」が「予想」される「大罪」、「至高権力保持者」にたいする「義務」・「責務」の「違反」を、犯した。

イ) その「不正義」・「大罪」の・「死刑」を以てする「処罰」の「予想」から、〈直ちに帰結する〉のは、「服従者・市民」「ひとりひとり」が、「武器を執」って、「自分の生命を保全する」ことである。

ウ) しかし、かかる場合に、「多数」にのぼる「服従者・市民」にも、「連合」・「協力」して、〈武装・自己防衛集団〉を〈組織〉する「自由」があるか、否か、すなわち、〈組織〉することが、〈正当に〉、換言すれば、「権利」として、行われうるか、否か、——である。

c) ア) この〈設問〉に、Lev·E, Lev·Lは、その「自由」が「ある」と〈回答〉するのであるが、

イ) この〈回答〉は、《成立しえない》。

д) 《成立しえない》理由は、この〈回答〉の〈論拠〉が、

ア) 〈一つには〉、《脆弁》と、

イ) 〈二つには〉、《論理上の誤謬》とから、なるものであるからである。

е) まず、《脆弁》とは、つぎの所論——すなわち、

〈武装・集団自己防衛〉であるにせよ、「自分の生命を保全すること」は、

59) Lev·L, p. 167.

なんびとも、——「罪に無縁な者」・「処罰に縁のない者」にも、「有罪とされた者」・「処罰されるべき者」にも——「許されている」(may; licet), ——である。

ア) i) だが、「許されている」とは、〈誰〉かが、ないしは、〈なにもの〉かが、〈許している〉ことである。

ii) 上記の・「多数」にのぼる「服従者・市民」の犯した「違反」、「不正義」、「死刑」が「予想」される「大罪」は、「至高権力保持者」にたいするものであるから、「自分の生命を保全する」ことを〈許している〉のが、当の「至高権力保持者」であることは、《ありえない》。

イ) i) とすれば、〈許している〉ものとして残るのは、「自然」以外には、〈存在しない〉。

ii) すなわち、「自分の生命を保全する」ことは、それが、「自然のままの身の上」にあって「各人」が有している「自然にしたがう権利」(〈自然権〉)である、という意味でのみ、「許されている」にほかならない。

ウ) だが、であるならば、「多数」にのぼる「服従者・市民」が、それに対抗して「自分の生命を保全する」相手たる「至高権力保持者」は、「自然のままの身の上」にある「各人」にすぎなくなる。

エ) しかるに、i) 「至高権力保持者」が「不正にも」「抵抗」を受けるとは、「至高権力保持者」が「設立」されていることを〈前提〉しており、

ii) さらに、その「設立」は、「至高権力保持者」に、上記の「自然にしたがう権利」が、「服従者・市民」の「各人」から、既に「移譲」されてしまっていることである。

オ) してみれば、——「自分の生命を保全する」ことが、それは、「自然にしたがう権利」である、という意味で、「許されている」、——ということもまた、《ありえない》事柄となる。

カ) こうして、i) Lev·E, Lev·Lが、なんびとも、「自分の生命を保全する」ことが、「許されている」という所論は、

ii) 「自然のままの身の上」と、既に「至高権力保持者」が「設立」されている「国家」とを、《混淆》している《脆弁》である。

f) つぎに、《論理上の誤謬》とは、以下をいう。

Lev・E の《論法》は、つぎのものである。――

ア) i) 「至高権力保持者」にたいする「義務」の・「最初」の「違反」は、「多数」にのぼる者たちにあっても、もとより、「不正義」であった。

ii) この・「最初」の「違反」から〈直ちに帰結する〉のは、「死刑」を以てする「処罰」の「予想」であり、

iii) この「予想」から〈直ちに帰結する〉のは、「武器を執」って「自分の生命を保全する」こと、ひいては、〈武装・組織集団自己防衛〉である。

イ) i) してみれば、〈武装・組織集団自己防衛〉は、あの・「義務」の・「最初」の「違反」から「直ちに帰結するもの」(subsequent to) であって、

ii) すなわち、「なんら、新しい・不正義の行動ではない」。

ウ) であるから、i) 「自分の生命を保全する」ことが、なんびとも、「許されている」、ということは、そのまま、この〈武装・組織集団自己防衛〉に、妥当する。

ii) このことが、「多数」にのぼる「服従者・市民」が、〈武装自己防衛集団〉を〈組織〉することは、「もっぱら、自分の生命を防衛しているだけのこと」である、と言われるのである。

エ) それゆえ、「多数」にのぼる者たちは、上記を〈組織〉する「権利」を有しており、〈正当に〉〈組織〉しているのであり、すなわち、〈組織〉する「自由」が「ある」のである。――

g) しかしながら、

ア) 上記・e) に見たとおり、「国家」にあって、「至高権力保持者」に対抗して「自分の生命を保全する」ことは、なんびとも、「許されている」、とする所論は、《脆弁》であるのであった。

イ) それが《脆弁》であるとは、i) 既に、「最初」に「至高権力保持者」

にたいして、「義務」・「責務」の「違反」、「不正義」、「死刑」が「予想」される「大罪」を、犯してしまっている・「多数」にのぼる者たちが、

ii) 「死刑」の「処罰」の〈執行〉を〈予防〉するために、「新たに」、「至高権力保持者」に対抗して、〈武装・自己防衛集団〉を〈組織〉することは、

ウ) i) 「許されている」事柄では《ない》，ということであり、

ii) したがって、「最初」の「違反」、「不正義」、「死刑」が「予想」される「大罪」の上に、

iii) さらに、〈第二〉の・「新しい」「違反」、「不正義」を〈重ねる〉ことであって、「死刑」の「予想」がさらに強まる「大罪」を、〈付加〉することなのである。

エ) i) こうして、——上記の〈組織〉は、「なんら、新しい・不正義の行動ではない」，すなわち、〈組織〉する「自由」が「ある」——とする立論は、《論理上の誤謬》である。

ii) そして、その《誤謬》は、前掲の《脆弁》から発したものである。

h) 以上のようにして、「至高権力保持者」にたいする「義務」の「違反」を契機とする・「多数」にのぼる「服従者・市民」の〈武装・集団自己防衛〉の「自由」——それは、Lev·E, Lev·Lが、一つの〈抵抗権〉と見做そうとしたものであるかも知れない——は、《存在しえない》のである。

i) ア) 本稿・前出・25), e) に見た所論につづき、マイア-タシは、つぎのように述べている。

「しかしながら、市民が、レヴィアーテンの・力の強さに關心を抱くのは、ただ、レヴィアーテンが市民に防備を保証する限りであるに、すぎない。これにひきかえ、レヴィアーテンが、自らの剣を市民に向けるならば、利害情況は一変する。まさに、この考慮が、ホブズは、上に引用した箇所で、結局、真実の緊急援助に反対の態度を表明したかったのであり、しかし、集団的自己防衛に反対の態度を表明したかったのでは、ない、という推定に人を押しやるのである。そして、つづく叙述で、事実、こう言われている。》けれども、

おびただしい数にのぼる者たちが、…〔本稿執筆者による中略〕…言うまでもなく、その者たちには、その自由がある。なぜかといえば、その者たちは、もっぱら、自分の生命を防衛しているだけのことであって、…許されているからである《。集団的自己防衛の・この・一点紛れもない是認は、防衛論の前提と、完全に合致するものである。ただし、その防衛論は、常に、もっぱら、防備行動の正当性を表明するにとどまっていたものであり、しかし、かつて一度も、許容された防衛の様態について、語ったことのないものであるが」⁶⁰⁾。

イ) この叙述、とりわけ、——「集団的自己防衛の・この・一点紛れもない是認」——という理解は、マイア-タシに、Lev·E, Lev·L の所論が、《成立しない》ものである理由を分析する力が、《欠けている》ことを、示すものである。

ウ) そしてまた、その無力から、マイア-タシは、近代史上、ある国家が、ユダヤ人の出国禁止を法令によって公布し、種々の根拠により、多数のユダヤ人を強制集中収容所に拘留した事例を引いて、「なにはともあれ、レヴィアーテンの・社会的に水平化された国家にあっては、なにらかの自己主張は、通常、一般に、ただ、集団的防衛によってのみ、可能なものとなる。したがつて、例えば、上述のユダヤ人の事例にあっても、個々のユダヤ人の抵抗は、全く効果のないものであることになる。これにひきかえ、ユダヤ人市民の総体が、時宜を得て、結合し、自分たちを脅かしている危険にたいする・共同の防衛に立ち向かえば、これらの市民の企ては、早期に、成就の展望を得ることができよう」⁶¹⁾、といった・Lev·E, Lev·L の所論には〈無縁〉な論議に走ることになる。

27) さて、本稿・前出・25) 以降の論述を、Lev·E, Lev·L は、つぎのようにして、閉じている。

60) op. cit. S. 98-99.

61) op. cit. S. 97; S. 99.

Lev·E 「しかしながら、[至高権力保持者からする] 処罰の免除 (Pardon) の呈示 (the offer) は、その呈示を受けた・あの者たちから、自己防衛 (self-defence) という口実 (plea) を奪い去ってしまうのであって、あの者たちが、あくまで、ほかの者を援助しつづけ、ないしは、防衛しつづけることを、不法なもの (unlawfull) とするのである」⁶²⁾。

Lev·L 「しかしながら、自己防衛 (súi dēfēnsio [スウイー・デーフェンシオ]) という言い逃れ (excūsātio [エクスクゥーサアーツィオ]) は、処罰の免除 (vénia [ウェニア]) が呈示される (oblāta [オブラアーアタ]) ことによって、除去されてしまうのであって、その結果、あくまで、ほかの人々を援助しつづける場合には、その所業は、不正なものとなるのである」⁶³⁾。

- a) 上掲の論述は、これを分析すれば、以下のとおりである。——
- ア) ここに言われる「処罰の免除」は、
 - i) <武装・組織集団自己防衛> は、その「自由」<あり>、として、「権利」とされたのであるから、これにかかわるものではなく、
 - ii) 「多数」にのぼる「服従者・市民」が「最初」に犯した・「義務」の「違反」、「不正義」、「死刑」を「予想」せしめる「大罪」にたいする「処罰の免除」である。
- イ) そして、Lev·E, Lev·Lによれば、i) 上記の「違反」、等々にたいする「処罰」から <直ちに帰結する> のは、
 - ii) なんびとにも「許されている」・「自分の生命を防衛する」ことであるのであったし、
 - ウ) その「防衛」の中には、「多数」にのぼる者たちによる <武装・組織集団自己防衛> も含まれるのであった。

62) Lev·E, pp. 270-271.

63) Lev·L, p. 167.

エ) しかるに、 i) 「違反」、 等々にたいする「処罰の免除」が「呈示」され施行されれば、

ii) 「違反」、 等々の「処罰」にたいして「自分の生命を保全する」ことは、 もはや、 <根拠> を失い、

iii) すなわち、「許されている」ことでは、 <なくなる>。

オ) そのことは、 とりもなおさず、 i) 「処罰の免除」が「呈示」<されない> 間は、 それの「自由」(権利) が <存在> した <武装・組織集団自己防衛> もまた、

ii) 「処罰の免除」の「呈示」と同時に、 もはや <存続> する <根拠> を、 失うことであり、

iii) この「自由」(権利) が、 <消滅> することである。

カ) したがって、「処罰の免除」の「呈示」の <以後> にも、 <武装・組織集団自己防衛> を <続行> することは、「自由」(権利) <ならざること>、 すなわち、「不法なもの」、「不正なもの」に、 <変ずる> のである。――

b) 以上が、 前掲の・Lev・E, Lev・L の所論の分析である。

c) ア) ところで、 この所論の <核心> は、 上記・a), イ) とウ) とである。

i) すなわち、「違反」、 等々にたいする「処罰」から「自分の生命を保全する」ことは、 なんどにても、「許されている」が、

ii) しかし、「処罰の免除」によって、 その「許されている」ことの <根拠> は、 <消滅> し、

iii) したがって、「処罰の免除」の <以後> には、「自分の生命を保全する」ことは、「不法」・「不正」に <転ずる>――この《論法》が、 骨子となってい る。

イ) i) しかしながら、 a), イ) とウ) とは、「至高権力保持者」が「設立」されている「国家」については、 《脆弁》であるのであった。

ii) したがって、 上記・b) の《論法》もまた、 《成立しえない》ものであ

る。

- iii) それが《成立しえない》とは、以下の事柄である。
- d) ア) 再言すれば、i) 前記・a), イ) とウ) とが《脆弁》であるところから、
 - ii) 既に見たとおり、〈武装・組織集団自己防衛〉の「自由」(「権利」)は、《存在しえない》ばかりでなく、
 - iii) この「自己防衛」は、〈二重〉の「違反」、「不正義」、「大罪」であるのであった。
 - イ) とすれば、i) 「処罰の免除」は、
 - ii) Lev・E, Lev・Lが、上記の「自由」(あり)，とする場合と異なり、すなわち、前記・a), ア), ii) のように、「多数」にのぼる「服従者・市民」が「最初」に犯した・「義務」の「違反」、「不正義」、「大罪」にたいする「処罰の免除」では《ありえなくなる》。
 - ウ) さらにまた、i) 上記・d), iii) の・〈二重〉の「違反」、「不正義」、「大罪」にたいして、「処罰の免除」が「呈示」されることも、《ありえない》。
 - ii) なぜなら、「多数」にのぼる「服従者・市民」が犯した・この・〈二重〉の「大罪」について、「処罰の免除」が行われることは、「国家」と「至高権力保持者」との〈解体〉を、意味するにほかならないからである。
 - エ) このようにして、i) 〈二重〉の「大罪」にたいし、「処罰の免除」が「呈示」されることが、《ありえない》ことは、
 - ii) Lev・E, Lev・Lの語るように、「処罰の免除」の「呈示」の〈以後〉に、〈武装・組織集団自己防衛〉を〈続行〉することが、「不法」・「不正」に転ずる、というのではなく、
 - iii) 〈武装・組織集団自己防衛〉が、あの・「最初」の「違反」・「大罪」に〈連続〉する〈加重〉として、「不法」・「不正」の〈累増〉である、——ということを物語るものである。
 - iii) この理由で、前記・b) の《論法》は、《成立しえない》のである。

f) マイア-タシは、上掲の・Lev·E, Lev·L の論述について、ア) ——本稿・前出・25), e) に示したとおり、——「他人」を「防衛」するために、「カマン-ウェルス」・「国家」の「武力」に「抵抗」し「反抗」して「武器を執る」ところの「自由」は、「なんぴとといえども」、「有していない」、という所論について、「この言明を、それのみを切り離して評価することは、集団的自己防衛の正当性を、疑問視せしめずにはおかないのであろう。しかしながら、ホブズが、上掲の引用文のうちに置いている正当化は、…」、と述べておりながら、

イ) 《なんらの分析》をも、加えていない。

28) さて、マイア-タシは、著述の『第二部。抵抗権』の「2. 自己防衛の権利」の「a. 決疑論」の「bb) 信教の防衛」(„bb) Die Verteidigung des Glaubens“) を、「ホブズは、しかし、いわゆる物質上の権利価値の防御にたいして、自己主張の権利を是認しているにとどまらず、さらにそれをこえて、ある種の・非物質上の権利価値にたいしても、自己主張の権利を是認している」と書き出して、

a) ア) i) 統治者は、世俗上の権力とともに、至高の・聖職上の権威をも有し、「奇跡と信仰告白」とを掌るとはいえ、

ii) 「市民には、この・外部の権力による信仰告白拘束にも拘らず、内面の・信教の自由という避難所が、残されている」。すなわち、「市民が公けに信仰告白を行うのは、統治者が信仰者の首かしらとして指示する事柄のみにとどまり、市民には、自らの意志する事柄を信ずることが、許されている」とし、

iii) そのことの〈根拠〉として、Lev·E.『第三部。クフリイーイストウス信教者のカマン-ウェルスについて』の「第三十七章。奇跡と、オヨビ、ソレノ効用〔目的〕トニツイテ」の・最終・第十三パラグラフの末尾に記されている本稿・本・28) 後出・j) の論述を、挙げている⁶⁴⁾。

64) op. cit. S. 91.

イ) しかしながら、マイア・タシの立論の当否を知るためにには、「第三十七章」の・他の所論のみならず、先行する同・『第三部』・「第三十三章。聖ナル書ノ諸編、数、古記述、意図、権威、オヨビ、解釈者ニツイテ」の立論をも、考慮に入れなければならない。

i) Lev·E, Lev·L は、まず、「第三十七章」の冒頭で、——「奇跡(Miracles; mīrācula [ミーラークウラ]. pl.)」とは、「神が行う・不可思議な業」である。なぜなら。人間というものは、自然から与えられた・自らの理性にしたがうものであるため、預言者により、神が命じた掟である、と告げられた事柄について、果たして、それが、神自身の発した掟であるのか、否かに、疑いを抱く。それゆえ、「全能者が、まさになさんとする事柄を、明らかにし、予め表示する」ものとして、「神の意志のしるし」(Lev·L) として、「奇跡が行われる」のである、——とする。(各・第一パラグラフ)⁶⁵⁾。

ii) さらに進んで、Lev·E は、第六パラグラフで、Lev·L は、第五パラグラフで、「奇跡」の・つぎの定義に、至る。

Lev·E 「奇跡の本性と効用〔目的〕とについて、私が以上に述べてきた事柄から、私たちには、奇跡を、つぎのように定義することが許されよう。奇跡トハ、(天地創造ノサイニ定マッティタ・自然ノ道筋ニヨル・神ノ働くキトハ別ノ) 神ガ行ウ・アル業デアル。神ニヨッテコノ業ガ行ワレルノハ、神ノ・選バレタ者タチノモトニ、ソノ者タチノ・魂ノ救済ヲ目的トシテ、別格ノ靈ヲ遣ワス旨ヲ、神ガ明白ニスルタメニ、デアル」^{65·a)}。

Lev·L 「奇跡ノ本性トハ、天地創造ノサイニ定マッティタ・自然ノ働くキトハ別ノ・神ノ業であり、神ニヨッテコノ業ガ行ワレル目的ハ、神ノ・選バレタ者タチガ、自分タチノタメ、別格ノ靈ガ、神カラ自分タチノモトニ遣ワサレテイルコトヲ、承知スルトコロニ、アル」⁶⁶⁾。

65) Lev·E, p. 469; Lev·L, p. 313.

65·a) Lev·E, p. 473.

66) Lev·L, p. 316.

b) ところが、「人間は、虚偽の奇跡によって欺かれやすい」のであり、すなわち、「人類の無知、過ちを犯し易さ」が、「自然界の諸原因についての、また、諸原因の本性についての、そして、人間の利害関係についての、知識」の欠如と相俟って、「数知れない・子どもだましの詐術」に「悪用」されがちであって、「詐術」を用いる側の者の目的は、それによって、「名声」(reputation) その他・なにらかの「利得」を手に入れるところにある。(Lev·E, 第十二パラグラフ⁶⁷⁾, Lev·L, 第十パラグラフ⁶⁸⁾)。

c) しかしながら。

Lev·E 「今日では、通常の理性しか与えられていない人ですら、超自然の業^(わざ)である、と考えるほどに不可思議な業を、どのようなものであれ、これまでに見にした (ever saw) 者を、私は、誰ひとりとして、知ってはいないのである」⁶⁹⁾。

すなわち、私たちは、もはや、「奇跡を目にすることは、なく (see not)」、「ただ (onely), 奇跡について語る人の言葉を、耳にする (hear tell) にすぎない」⁷⁰⁾。

Lev·L 「私たちは、奇跡が行われた (fácta [ファクタ]) のを目にした (vidimus [ヴィーディーイムウス]) ことは、なく、奇跡を、噂として (fâma [ファーアマ]) 耳にした (audivimus [アウディーウィーイムウス]) にすぎない (tântum [タントゥム]) のである」⁷¹⁾。

d) とするならば、ア) (Lev·E, 第十一パラグラフ), 「問題となるのは」,

i) 「私たちが、他人の口から出た話として耳にする奇跡、ないしは、他人の筆になる文書で読む奇跡なるもの」が,

67) Lev·E, p. 475.

68) Lev·L, pp. 317–318.

69) Lev·E, p. 477.

70) Lev·E, loc. cit.

71) Lev·L, p. 319.

- ii) 「^(わざ)実際に行われた業であるのか、どうか」、すなわち、「他人の舌一枚の、ないしは、筆一管の、動きではないか、どうか」、であり、
- iii) 換言すれば、「耳にした話・読んだ文書の内容 (the report) が、真実 [の奇跡を告げているもの] であるか、それとも、^(いつわ)詐り [の奇跡を告げているもの] であるか」、である⁷²⁾。

Lev・L (第十三パラグラフ), ア) 「問題となるのは」、

- イ) 「私たちが、他人の筆になる文書で読んだ奇跡、ないしは、他人の口から出た話として耳にした奇跡ナルモノガ、舌一枚の、あるいは、筆一管の、^(わざ)業でないか、どうか」⁷³⁾、である。

エ) 換言すれば、私たちが「問題」とすべきは、

- ア) Lev・E 「奇跡なるものを伝える者 (the relators) に、どこまで (how for), 信をおく (give credit to) べきであるか」⁷⁴⁾,

Lev・L 「奇跡なるものの噂を流した者たち (fāmae authōrēs [ファーマエ・アウトホオーレース]) に、どこまで (quōūsque [クウオーウスクウエ]), 信がおかれるべき (crēdendum sit [クレーデンドゥム・スイト]) であるか」⁷⁵⁾、になる。

イ) しかし、この「問題」は、言うまでもなく、

- イ) 「他人」の「話」・「文書」により「奇跡」として「伝えられ」た事柄を、

ii) さきにその「定義」を見た・「神ガ行ウ業」たる「奇跡」である、と

- iii) <判断すべきであるか>、それとも、「奇跡」ではない、と <判断すべきであるか> —— という「問題」である。

72) 以上, Lev・E, p. 477.

73) Lev・L, p. 319.

74) Lev・E, p.477.

75) Lev・L, p. 319.

f) そこで、ここに当然生ずるのは、——上記の「問題」に直面する「服従者・市民」は、これに、いかに対処すべきであるか——という問い合わせである。

ア) この問い合わせにたいして、つぎのように回答される。

i) Lev·E 「奇跡なるものを伝える者に、どこまで、信をおくべきであるか、については、私たちは、法に基づく教会 (the Lawful Church), 言い換えれば、教会の・法に基づく首長 (the lawful Head thereof) に、決定を仰ぐのでなければならない (we are to consult)」⁷⁶⁾。

Lev·L 「奇跡なるものの噂を流した者たちに、どこまで、信がおかれるべきであるか、については、国家の教会 (ecclēsia cīvitātis [エックレースィア・キーウィタアーアティス]) に、決定が仰がれなければならない (cōnsūlenda [コーンスウレンダ]), 言い換えれば、国家にあって (in ēā [=cīvitāte] [イン・エー [=キーウィタアーアテ]]) 至高の権力を有する者に、決定が仰がれなければならない (cōnsūlendus [コーンスウレンドゥス])」⁷⁷⁾。

ii) しかし、「決定を仰ぐ」とは、「どこまで、信をおくべきか」、すなわち、「奇跡なるもの」として伝えられた事柄が、はたして、「真実」に「奇跡」であるのか、それとも、「奇跡」ではないのか、の〈判断〉を「仰ぐ」ことに、ほかならない。

iii) それゆえ、回答は、また、以下のようにも、表現されるのである。

Lev·E 「この問題については、私たち・ひとりひとりは、自分自身の・個人の理性 (our own private Reason), ないしは、個人の確信 (Conscience) を、判断者 (Judge) としてはならないのであって、公共の理性 (the Publique Reason), すなわち、神の・至高の代理人 (Gods Supreme Lieutenant) の理性を、判断者とすることでなくてはならない。ところで、私たちが、その人物に、私たちの平和と防衛とに不可欠な・あらゆる事柄を行う至高権力を与

76) Lev·E, p. 477.

77) Lev·L, p. 319.

えているのであれば、私たちは、既に、事実、その人物を、上記の判断者にしてしまっているのである」⁷⁸⁾。

Lev・L 「この問題については、判断 (jūdīcium [ユウーディキュウム]) は、個人の理性 (rátio privāta [ラツィオ・プリーウアーアタ]), ないしは、個人の確信 (cōnsciéntia [コーンスキンツィア]) の力の及ぶものではないのであって、私が述べたとおり、公共の理性 (rátio pública [ラツィオ・プーブリカ]) の、すなわち、私たちが、以前、あらゆる問題についての判断者 (jūdex [ユウーデクス]) として立ててきた・あの人間の、ないし、集合体の理性の、力に属するものである」⁷⁹⁾。(傍点は、引用者による)。

b) 上記の論述に、「私が述べたとおり」とあるのは、この立論が、先行する(『第三部』)「第三十三章。聖ナル書ノ諸編、数、古記述、意図、権威、オヨビ解釈者ニツイテ」中の・ある所論を、基礎とするものであることを、示している。

すなわち、Lev・E は、「第三十三章」の第二十一パラグラフで、Lev・L は、第十八パラグラフで、以下のように述べているのである。

ア) i) クフリイイストゥス信仰の諸宗派の間で論議の的になっている問題は、——「聖書は、自らが持つ権威 (Authority ; authóritas [アウトホオーリタス]) を、いづこから、得ているのであるか」⁸⁰⁾——である。

ii) あるものが「持つ権威」とは、人々がそれに〈服従するように、拘束する〉〈力〉のことである。

iii) それゆえ、「聖書」が持つ「権威」とは、「聖書」が、人を「聖書」に〈服従するように、拘束する〉〈力〉である。

iv) 「聖書」がかかる〈力〉・「権威」を「得ている」のは、「いづこから」

78) Lev・E, pp. 477-478.

79) Lev・L, p. 319.

80) Lev・E, p. 425 ; Lev・L, p. 277.

か、と言えば、それは、「聖書」が「神の発した言葉」であること「から」であるはずであり、

- v) さらに言えば、「神」「から」であるはずである。
- vi) だがしかし、ここに生ずる問いは、私たちは、そのように「聖書が、神の発した言葉であること」——自体を、「いかにして知っているのであるか」——である。
- vii) それゆえ、さきの問題——「聖書は、自らが持つ権威を、いずこから、得ているのであるか」——は、上記の問題——「聖書が、神の発した言葉であることを、私たちは、いかにして知っているのであるか」——として「提起される」のが、「しばしばである」、あるいは、「常である」のである⁸¹⁾。
- i) だが、この「問題」に答えるのは、「困難」である。しかし、「困難」であるのは、もっぱら、問い合わせ、答えを「困難」にするように、立てられていることに、起因する。
 - ii) しかし、「困難」は、つぎのところに、存在する。
 - iii) 上記の「聖書が、神の発した言葉であること」、「神自らが、聖書の著作者であること」——「このことを、万人が知っている」ということは、この事柄が神自身によって、超自然の仕方で、万人に啓示されているのでなくては、ありえないことである⁸²⁾。(傍点は、引用者による)。
 - iv) しかるに、「超自然の仕方で、啓示されている」事柄が、〈いかにして、知られうるか〉に、答えるのは、——それが、「超自然の仕方で、啓示されている」のみであるがゆえに——、〈不可能〉である。

81) 以上 Lev · E ; Lev · L, loc. cit.

82) 以上, Lev · E, loc. cit. ; Lev · L, loc. cit.

v) このように、「聖書が、神の発した言葉であること」を、「いかにして知っているのであるか」という問いは、その問い合わせの立て方が、ある〈回答不可能事〉を含むゆえに、答えるのが「困難」なのである。

イ) また、最初に挙げられた「問題」が「提起される」・別の姿は、こうである。

——「聖書が、神の発した言葉であること」は、「万人」が「信じている」ところであるにしても、「私たちは、聖書が神の発した言葉であると、なにを根拠に、信じているのであるか」。(傍点は、引用者による)——。

i) しかし、この問い合わせもまた、その立て方のゆえに、「普遍的回答」が与えられることは、「できない」。

ii) なぜなら、「各人各様の人間が、各人各様の機縁によって」、——「各人各様」の「根拠」によって、——「上の事柄を信するように、導かれていく」⁸³⁾のであるからである。

c) ア) くりかえせば、i) 最初に提起された「問題」——再言すれば、「聖書は、それが持つ権威を、いずこから得ているのであるか」——とは、

ii) ——「聖書」は、人々を、「聖書」に〈服従するように、拘束する〉・〈力〉・「権威」を、「いずこから得ているのであるか」——という「問題」にほかなりないのであった。

イ) i) ところで、「聖書」が、人々を、「聖書」に〈服従するように、拘束する〉・〈力〉・「権威」を「持つ」、ということは、

ii) 「聖書」が、人々を、「聖書」に〈服従するように、拘束する〉・「法／綻て」であることである。

ウ) であるとすれば、「聖書」が「持つ」・「権威」とは、自らがかかる「法／綻て」である、という「権威」以外にない。

エ) そこで、i) ——「聖書は、それが持つ権威を、いずこから得ているの

83) 以上、Lev・E, p. 425; Lev・L, p. 278.

であるか」——という「問題」は、今や、

ii) ——「聖書」に、かかる「権威」を〈与えている〉ものは、いったい、なにであるか——、という「問題」に転ずる。

オ) i) しかも、「聖書」に、「法／掟て」という「権威」を〈与えている〉ものとは、

ii) それ自身が、人々を、「聖書」に、これを「法／掟て」として〈服従するように、拘束する〉・〈力〉・「権威」でなくてはならない。

カ) それゆえ、「問題の・真実の立て方」として残るのは、——「聖書が、法／掟て (law; légēs [レーゲース]) とされるのは、いかなる権威によってであるか」⁸⁴⁾——である。

キ) しかるに、i) 「聖書」を「法／掟て」たらしめる「権威」とは、「聖書に記された内容」(Scriptūræ [スクリーピトゥーラエ]) を〈命令〉たらしめ、人々をそれに〈服従するように、拘束する〉・〈力〉である。

ii) そこで、上記の「問題」は、——「聖書に記された内容」にかんして、かかる〈力〉を有するのは、〈なにであるか〉、——となる。

b) ア) まず、i) EoL以後、「神が定めている法／掟て」と、「自然が定めている法」とは、〈同一〉のものとされてきた。

ii) この〈同一性〉は、ここで、——「聖書に記されている内容は、自然が定めている法と異なるものでない以上」、

「聖書に記されている内容が、神の定めている法／掟てであることは、疑いない」⁸⁵⁾——という〈帰結〉の形式で示される。

ウ) しかし、この〈帰結〉にあって、「聖書に記されている内容が、神の定めている法／掟てである」とは、〈なにを〉、意味するのであるか。

i) それは、「聖書に記されている内容が、自然から与えられた理性をそな

84) 以上、Lev · E, loc. cit. ; Lev · L, loc. cit.

85) Lev · E, pp. 425—426 ; Lev · L, p. 278.

えている万人にとって、明白な権威を持つものである」⁸⁶⁾ことである。

ii) 詳言すれば、「聖書に記されている内容」は、「自然から与えられている理性」によって、「聖書に記されている内容」を、——「自然が定めている法」と同ように、——〈理解〉できる「万人」を、

iii) 「聖書に記されている内容」に「服従するように、拘束する」・〈力〉・「権威」を有しているのであり、

iv) それゆえに、「神の定めている法」なのである、ということである。

d) ア) だがしかし、i) この場合、「万人」を「聖書に記されている内容」に「服従するように、拘束する」のは、——正しく言えば——、「聖書に記されている内容」を〈理解〉せしめる「自然から与えられた理性」の〈力〉である。

すなわち、「理性が下す指示が、…法／掟てなのである」⁸⁷⁾のである。

ii) とすれば、この場合の「権威」・上記の〈力〉は、「聖書に記されている内容」が〈固有〉に有するものではなく、「あらゆる・道徳上の教えにも…帰属せしめられるべき権威と異ならない」ことになる。

すなわち、「道徳上の教え」に「服従するように、拘束する」〈力〉たる「権威」と〈共通〉のものであり、〈特殊に〉「聖書に記されている内容」に「服従するように、拘束する」〈力〉・「権威」ではないのである⁸⁸⁾。

イ) したがって、求められている「権威」・〈力〉は、「理性」とは別のところに、見出されなくてはならない。

e) そこで、あらためて想起されるのは、——

ア) i) 「聖書に記されている内容」が、前述・b), iv), v) のように、「神自身によって、法／掟てとされている」、

86) Lev · L, p. 278.

87) Lev · E, p. 426.

88) Lev · E, p. 426 ; Lev · L, p. 278.

ii) 換言すれば、「聖書に記されている内容」に〈服従するように、拘束する〉〈力〉・「権威」が、「神」から発するものである、すなわち、「神」が、「聖書に記されている内容」を「法／掟て」とする、——ということである。

ア) i) この場合には、「聖書に記されている内容」とは、「神が立てた法／掟てであり、すなわち、人間の持つ権威〔理性〕は、なんら、先行していないのである」⁸⁹⁾。

ii) したがって、「聖書に記されている内容は、もっぱら、神が聖書に記されている内容を、法／掟てとして告知した人々にとってのみ、しかも、その人々としては、知らなかつたという言い逃れの余地のないように余すところなく神が告知した人々にとってのみ、法／掟てであるにすぎない」⁹⁰⁾。あるいは、「神が、聖書に記されている内容を、超自然の仕方で、法／掟てとして命令したところから、その法／掟てに服従するように拘束されている者のみ」⁹¹⁾にとって、「法」であり「掟て」であるにとどまる。

イ) しかし、ということは、i) 「聖書に記されている内容は、神から発したものである、ということを、神が超自然の仕方で啓示しなかつた人々、ないしは、聖書に記されている内容を宣べ伝える人々は、神から遣わされた人々である、ということを、神が超自然の仕方で啓示しなかつた人々」は、

ii) もはや、〈ある者〉の「権威」以外の「いかなる権威によつても」、iii) 「聖書に記されている内容」を「法／掟て」として、これに「服従するように、拘束されることは、ない」⁹²⁾、——ということである。

f) だがしかし、ア) i) 「聖書に記されている内容」を、「神」から、「超

89) Lev · L, p. 278.

90) Lev · E, p. 426.

91) Lev · E, loc. cit.

92) Lev · E, p. 426 ; Lev · L, p. 278.

自然の仕方で、法／掟てとして命令」された者が、〈誰であるか〉は、〈知られない〉事柄であり、

ii) また、「靈感、ないしは、啓示を言い立てる」者、「思い上がり、ないしは、無知ゆえに、夢想、幻想、妄想を、神の靈の証拠を見なし、あるいは、また、野心ゆえに、根も葉もない嘘を公言する」「多数の者」を〈識別〉することは、「不可能」である⁹³⁾。

イ) ということは、i) 「聖書に記されている内容」を、「神」から、「超自然の仕方で、法／掟てとして命令された」とする・「個人の権威」(authōritās privāta [アウトホオーリタース・プリーウァーアタ])⁹⁴⁾は、「聖書に記された内容」を「法／掟て」としてこれに「服従するように、拘束する」〈力〉・「権威」たりえないことである。

ii) こうして、「個人の権威」が、「神」から発するものであり、すなわち、「聖書に記された内容」を「法」としてこれに「服従するように、拘束する」〈力〉をもつ——という想定は、〈成立しえない〉のである。

g) とすれば、「聖書に記された内容」は、もはや、「個人の権威」によつて、ではなく、「公共の権威」(authōritās pública [アウトホオーリタース・プウーブリカ])によって初めて、「法／掟てとなることが、できる」⁹⁵⁾のみである。

ア) ところで、「公共の権威」とは、

i) 「カマン-ウェルス」・「国家」が有する「権威」であるか、

ii) 「教会」が有する「権威」であるか、である⁹⁶⁾。

イ) しかるに、i) 「教会」は、…「カマン-ウェルス」・「国家」と「同一

93) 以上, Lev · E, p. 426 ; Lev · L, pp. 278-279.

94) Lev · L, p. 278.

95) Lev · L, p. 279.

96) Lev · E, p. 426 ; Lev · L, p. 279.

のものである」⁹⁷⁾。

すなわち、「教会は、…クリイーイストゥス信仰者のカマン-ウェルスと、同一のものである。カマン-ウェルスと呼ばれる理由は、カマン-ウェルスが、人間たちにとり至高権力保持者である・ただひとりの人格に代表されて融合した人間たちから、成る、というところにあり、そして、教会と呼ばれる理由は、教会とは、ひとりの・クリイーイストゥス信仰者たる至高権力保持者に代表されて融合した・クリイーイストゥス信仰者の人間たちの結集である、というところにある」⁹⁸⁾。

ウ) こうして、i) 「カマン-ウェルス」・「国家」も「教会」も、「一つの人格」⁹⁹⁾なのである、

ii) そのことは、既に知られているとおり、「国家」と「教会」とが、ひとしく、上記の・「ただひとりの・[クリイーイストゥス信仰者たる] 至高権力保持者的人格に代表される」ことによるものである。

エ) そして、この「至高権力保持者」が、「国家」と「教会」とにあって、「ただひとりの立法者」¹⁰⁰⁾であり、この者の「命令が、…法／掟としての力をそなえている」¹⁰¹⁾のである。

h) 以上の理由に基づいて、ア) 「聖書に記されている内容は、神から発していることを、神が、超自然の仕方で、啓示しなかった人々」が、「聖書に記されている内容を、法／掟としてわが身に引き受ける」¹⁰²⁾のは、

イ) ひとり、「至高権力保持者」の「権威によって」その「内容」に「服従するように、拘束される」¹⁰³⁾ことに基づく以外に、ないのである。

97) Lev · E, loc. cit. ; Lev · L, loc. cit.

98) Lev · E, pp. 426–427.

99) Lev · E, loc. cit.

100) Lev · E, p. 426.

101) Lev · E, loc. cit.

102), 103) Lev · L, p. 278.

- i) さて、以上に見た・「第三十三章」の・最後の論述のうち、
- ア) i) 「聖書に記されている内容」を、「神」から、「超自然の仕方で、
啓示」<されなかった>人々とは、
- ii) 「第三十七章」にあって、他人の「話」ないしは「文書」によっての
み、「奇跡」と称される事柄を伝えられる人々に、<相当し>、
- イ) i) 「聖書に記されている内容」を、「法／掟てとしてわが身に引き受
ける」人々とは、
- ii) 「第三十七章」については、伝えられた事柄を、「奇跡」である、ない
しは、「奇跡」ではない、との「判断」に直面している人々に、<当たる>。
- ウ) i) 「第三十七章」では、「奇跡」は「神ノ行ウ業」^(ワザ)と定義されてい
た。
- ii) 「神ノ行ウ業」とは、言うまでもなく、「神の意志」を「原動力」とす
るものである。
- iii) なればこそ、「奇跡」は、また、「神の意志のしるし」(Lev·L)である、
とされていたのである。
- iv) 「第三十三章」に言われる・「聖書に記されている内容」である「法／
掟て」とは、「神の意志」に発する「命令」である。
- エ) i) 「第三十三章」の主題たる「聖書に記されている内容」と、「第三
十七章」が対象とする「奇跡」との・上記のような<共通性>からすれば、
- ii) 「聖書に記されている内容」が「法／掟て」とされるのが、ひとり、
「至高権力保持者」の「權威」——上記の「内容」に「服従するように、拘束
する」<力>——である、とされるのに<対応>して、
- iii) 伝えられた・「奇跡」と称される事柄を、「奇跡」である、ないしは、
「奇跡」ではない、と「判断」するのもまた、「私たちが、以前、あらゆる問
題についての判断者として立ててきた・あの人間の、ないしは、集合体の、
(すなわち、「至高権力保持者」の)「理性」である、とされるのである。
- フ) ア) 以上によって知られるように、Lev·E, Lev·Lが、「第三十七章」

で「奇跡」について見解を示す時、〈重要〉な立論は、——「国家」ないし「教会」の〈内部〉にあって、「奇跡」の〈真偽〉にかかる「判断」を下す〈権限〉は、「至高権力保持者」が有する、——というものである。

イ) ところで、マイア-タシは、——本・28), a) に掲げたところを再言すれば、——

i) 統治者は、世俗上の権力とともに、至高の・聖職上の権威をも有し、「奇跡と信仰告白」とを掌るとはいえ、

ii) 「市民には、この・外部の権力による信仰告白拘束にも拘らず、内面の・信教の自由という避難所が、残されている」。すなわち、「市民が公けに信仰告白を行うのは、統治者が信仰者の首(かしら)として指示する事柄のみに、とどまり、市民には、自らの意志する事柄を信ずることが、許されている」——と述べていた。

ウ) そして、その論拠として挙げられているのが、Lev·Eの「第三十七章)末尾(第十三パラグラフ)の・以下の叙述である。

「個人 (A private man) には、いつも、奇跡と称されている行為を、自分の心の中で (in his heart), 奇跡である、と信ずるか、信じないか、の自由 (the liberty, … to believe, or not believe) がある。(なぜなら、思考すること (thought) は、自由なものであるからである)。そして、奇跡である、と信ずるか、信じないかは、この当人が、その行為は奇跡である、と言いはる人々、ないしは、奇跡である、と見せかける人々にとって、その人々に周囲から寄せられる信頼から、どのような利得が生じうるであろうかを、調べることに、左右されるものであり、その・調べることにより、当の行為が、奇跡であるのか、それとも、(いつわ)詐りであるのかを、推量することに、左右されるものである。ところが、事が信仰告白ということになれば、個人の理性は、公共の理性に、すなわち、神の代理人に、服ざざるをえないものである」。(Lev·Eでは、このあと、「しかし、誰が、その・神の代理人であり、教会の首長であるのかは、のちに、しかるべき箇所で吟味されよう」、として、第十三パラ

グラフを終えている)¹⁰⁴⁾。

なお、Lev・Lでは、「ところで、個人にとっては、奇跡ト見做されている事柄を、奇跡である、と信ずるか、信じないかは、いつも、自由であり、(crédere vel nōn crédere, …, líberum sémper est [クレエーデレ・ウェル・ノーン・クレエーデレ, …, リーベルウム・セムペル・エスト]) (なぜなら、思考(cōgitātio [コーギターツィオ])は、自由なものであるからである)，すなわち、当の事柄を喋る者たちにとって、それを喋るところから、利得が生ずることになるのか、生ずることにはならないのか、にしたがって、当の事柄について、自分の心の中で (intrā pectus sūum [イントラー・ペクトゥス・スウム]), 奇跡であるか、ないかを、判断する(jūdicāre [ユウーディカアーレ])ことを、許されているのである。もっとも(Vērum [ウェーエルウム]), 事が信仰告白ということになれば、個人の判断は、もはや、存在する余地をもたない。教会にあって、神のもとで至高の権力を有する者に、判断を求めるのでなくてはならない。しかし、誰が、そうした者であるかは、のちに、しかるべき箇所で、吟味されることになろう」¹⁰⁵⁾。

エ) 既に本・28), a), イ), ウ) にあって見たところからすれば、上掲の論述の〈要点〉は、その前半部分にある、としなければならない。――

- i) すなわち、伝えられた・「奇跡」と称される「行為」・「事柄」について、それを、「奇跡」である、ないしは、「奇跡」ではない、と、
- ii) 〈「国家」・「教会」の中で〉、「判断」する「力」は、「個人の理性」ないし「個人の確信」が有するものではなく、
- iii) したがって、「個人の理性」ないし「個人の確信」を、上記についての「判断者」とすることがあってはならない。
- iv) 「個人」は、「国家」と「教会」とにあって「至高権力保持者」にたい

104) Lev・E, p. 478.

105) Lev・L, pp. 319-320.

し、〈いかに〉「判断」すべきであるかの「決定を、仰ぐ」べきであるのである。

オ) だがしかし、〈己れの「心」の中にあってならば〉、「個人」が、関係する諸事情を勘案して、この「判断」を下すことは、「思考」の事柄として、「自由」であり、「許されている」のである。――

k) ア) 上記の事柄は、確かに、――統治者は、世俗上の権力とともに、至高の・聖職上の権威をも有し、「奇跡と信仰告白」とを掌る――ことを、示しているとはいえ、(この点については、後出1), ウ) を、参照)

イ) しかし、i) 「内面の・信教の自由という避難所」が「市民」に「残されている」ことを物語るものでもなく、

ii) 「市民には、自らの意志する事柄を信ずることが、許されている」ことを告げずものでもないことは、明らかである。

ウ) マイア-タシの犯した・この曲解は、

i) 一つには、マイア-タシが、自らの引用した・「個人には、…、の自由がある」という論述を、先行する――「奇跡」であるか、ないかの「判断」と「個人」との関係にかかわる立論――から、〈切断〉し、後者を無視したところから、発し、

ii) 二つには、Lev·Eの文章・‘the liberty, … to believe, or not believe in his hearts, those acts that have been given out for Miracles,’中の‘to believe, or not believe’を、その目的語たる‘those acts …’から分離して、‘信仰し、ないし、信仰しない自由」と解した(Lev·Lでも、‘crédere vel nōn crédere, quæ prō miraculis approbatā sunt, līberum semper est.’)。「奇跡と見做されている事柄を、奇跡である、と信ずるか、信じないかは、いつも、自由であり、」となっている) ことに、由来する。

エ) それゆえ、i) マイア-タシが、上記の文章を挙げて、「市民には、…内面の・信教の自由という避難所が、残されている」。「市民には、自らの意志する事柄を信ずることが、許されている」と論ずるのは、《全くの失当》で

あり、

ii) また、自らが示さんとした・Lev·E, Lev·Lにおける「信仰の防衛」論にとり、《なんら証左となるものではない》。

1) ア) なお、「信仰告白」という事柄は、とくにLev·Lの文章からすれば、「奇跡」についての「判断」にかんする見解に、ただ付言されたにすぎない。

イ) i) 「個人」の「信仰告白」が「服す」べき「公共の理性」、「神の代理人」(Lev·E), 「信仰告白」について「個人」が「判断を求める」べき「神のもとで至高の権力を有する者」(Lev·L)についての論議は、

ii) Lev·E, Lev·Lにおいて最も長大な章・『第三部』・「第四十二章。教会にかかわる権力について」(Lev·E, 第一～第百三十二パラグラフ。Lev·L, 第一～第百二十五パラグラフ) 中の所論と、

溯って、『第二部』・「第十八章」中の立論とにかくわかるものであるため、本·II——Fの次·29) として、次号で、稿を改めて、扱う。

ウ) そのさいに、明らかになるのは、

i) マイア-タシが〈問わなかった〉事柄、すなわち、——統治者が、世俗上の権力とともに、至高の・聖職上の権威をも有する——のは、〈なぜであるか〉・その〈根拠〉であり、

ii) とりもなおさず、Lev·E, Lev·Lの副題に暗示されているとおり、「教会カマン-ウェルス」(「教会国家」) と「政治カマン-ウェルス」(「政治國家」)との、すなわち、「教会権力」と「政治権力」との、あるいは、「カマン-ウェルス」(「国家」) と「クフリイーイストゥス信仰者のカマン-ウェルス」(「クフリイーイストゥス信仰者の国家」)との——Lev·E, Lev·Lの用語を以てすれば——「合同」の〈根拠〉は、〈いざこにあるか〉、という・〈根本にある〉事柄である。

(以下、次号)